

官報

号外
平成二十四年四月十六日

○第百八十回 参議院会議録第十二号

平成二十四年四月十六日(月曜日)

午後一時一分開議

○議事日程 第十二号

平成二十四年四月十六日

午後一時開議

第一 国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

一、皇室経済会議予備議員の選挙

一、北朝鮮による弾道ミサイル発射に抗議する決議案(鶴保庸介君外九名発議)(委員会審査省略要求)

以下 議事日程のとおり

○議長(平田健二君) これより会議を開きます。

この際、皇室経済会議予備議員一名の選挙を行います。

つきましては、本選挙は、その手続を省略し、議長において指名することとし、また、同予備議員の職務を行う順序は、これを議長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(平田健二君) 御異議ないと認めます。

平成二十四年四月十六日 参議院会議録第十二号

皇室経済会議予備議員の選挙 議事日程追加の件

よって、議長は、皇室経済会議予備議員に川崎稔君を指名いたします。
なお、同君の職務を行う順序は、第一順位といたします。

○議長(平田健二君) この際、お諮りいたします。

鶴保庸介君外九名発議に係る北朝鮮による弾道ミサイル発射に抗議する決議案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加してこれを議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(平田健二君) 御異議ないと認めます。

よって、本決議案を議題といたします。

まず、発議者の趣旨説明を求めます。鶴保庸介君。

〔議案は本号末尾に掲載〕

〔鶴保庸介君登壇、拍手〕

○鶴保庸介君 ただいま議題となりました民主党・新緑風会、自由民主党・たちあがれ日本・無所属の会、公明党、みんなの党、新党改革及び新党大地・真民主の各派の共同提案に係る北朝鮮による弾道ミサイル発射に抗議する決議案につきまして、発議者を代表し、提案の趣旨を御説明申し上げます。

それでは、まず案文を朗読いたします。

北朝鮮による弾道ミサイル発射に抗議する決議案

四月十三日、北朝鮮は我が国を始め、米国、韓国、中国及びロシアの六者会合参加国はもとより、国際社会からの再三にわたる中止要求にもかかわらず、「人工衛星」の打ち上げと称して長距離弾道ミサイルの発射を強行した。

これは弾道ミサイルの発射又はその技術を使用した発射の禁止や弾道ミサイル計画に関連する全ての活動の停止を規定した国連安保理決議第一六九五号、第一七一八号及び第一八七四号に違反することは明白である。

さらに、今回の発射の強行は、我が国国民を始め、韓国など近隣諸国はもとより東アジア地域に重大な不安を与える暴挙であり、我が国として、この北朝鮮による挑発的行為を断じて容認できない。

本院は、改めて、北朝鮮に対して、一連の国連決議を遵守するとともに、六者会合共同声明を完全実施するよう強く求める。また、国際社会に対し、これらの国連決議に基づく制裁規定を完全に遵守するよう強く求める。

政府は、我が国国民の生命・財産を脅かし北東アジア地域の平和と安定を損なう行為に、断固たる抗議の意思を北朝鮮に伝え、併せて関係各国と緊密に連携し、国連安全保障理事会に働き掛けて、決議等により国際社会の確固たる意思を明確にするよう努めるべきである。同時に、我が国独自の制裁の強化を図るとともに、拉致問題、核、ミサイル等、北朝鮮との諸懸案の解決に向けた粘り強い外交を展開すべきである。

右決議する。

以上であります。

北朝鮮による弾道ミサイル発射に抗議する決議案

何とぞ皆様方の御賛同を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。(拍手)

○議長(平田健二君) これより採決をいたします。

本決議案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(平田健二君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(平田健二君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百十九

賛成

二百十九

反対

〇

よって、本決議案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(平田健二君) ただいまの決議に対し、内閣総理大臣から発言を求められました。内閣総理大臣野田佳彦君。

〔内閣総理大臣野田佳彦君登壇、拍手〕

○内閣総理大臣野田佳彦君 ただいまの御決議に対しまして、所信を申し上げます。

我が国を含む関係各国が、北朝鮮に対し発射の自制を強く求めてきたにもかかわらず、今回、北朝鮮が発射を強行したことは、我が国を含む地域の平和と安定を損なう安全保障上の重大な挑発行為と言わざるを得ません。

また、今回の発射は、弾道ミサイル技術を使用したいかなる発射も行わないことを北朝鮮に義務付けた国連安保理決議第一八七四号を始め、第一六九五号及び第一七一八号といった累次の安保理

決議に違反するものであり、日朝平壤宣言にも違反し、かつ、二〇〇五年九月の六者会合共同声明の趣旨にも反するものです。

さらに、国際社会において見られていた北朝鮮との対話を通じて問題解決に向けた動きにも逆行するものです。

以上の観点から、今回の発射は、我が国として容認できるものではなく、北朝鮮に対して厳重に抗議し、遺憾の意を表明します。

政府としては、たゞいま採択されました御決議の趣旨を体し、北朝鮮に対し、関連する国連安保理決議の即時かつ完全な履行を求めるとともに、この機会に改めて、拉致、核、ミサイルといった諸懸案の解決に向け具体的な行動を取るよう、強く求めます。(拍手)

○議長(平田健二君) 日程第一 国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律案(内閣提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。農林水産委員長小川勝也君。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

(小川勝也君登壇、拍手)

○小川勝也君 たいいま議題となりました法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るため、国有林野事業について、国有林と民有林の一体的な整備及び保全を図るための仕組みを創設するとともに、特別会計により企業的に運営する事業から、一般会計で実施する事業に見直す等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、国有林野事業を一般会計に移行させることの意義、累積債務返済の見通し、国有林野事業における人員確保と技術継承の必要性、森林の除染に対する取組方針、森林の広葉樹林化又は針広混交林化の必要性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知を願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案とおり可決すべきものと決定をいたしました。

なお、本法律案に対して附帯決議を行いました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(平田健二君) これより採決をいたします。本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

(投票開始)

○議長(平田健二君) 間もなく投票を終了いたします。これにて投票を終了いたします。

(投票終了)

○議長(平田健二君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百十七
賛成 二百十七
反対 〇

よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(平田健二君) 本日はこれにて散会いたします。午後一時十二分散会

出席者は左のとおり。

議長 平田 健二君
副議長 尾辻 秀久君

議員	竹谷とし子君	吉田 忠智君
	横山 信一君	秋野 公造君
	自見庄三郎君	谷合 正明君
	山本 博司君	又市 征治君
	田城 郁君	難波 奨二君
	西田 実仁君	浜田 昌良君
	福島みずほ君	風間 直樹君
	大久保潔重君	舟山 康江君
	長沢 広明君	加藤 修一君
	渡辺 孝男君	松野 信夫君
	林 久美子君	川上 義博君
	室井 邦彦君	広田 一君
	魚住裕一郎君	松 あきら君
	荒木 清寛君	柳澤 光美君
	小林 正夫君	今野 東君
	中村 哲治君	佐藤 公治君
	木庭健太郎君	山口那津男君
	草川 昭三君	長浜 博行君
	谷 博之君	広野ただし君
	福山 哲郎君	藤原 正司君
	浜田 和幸君	横峯 良郎君
	小西 洋之君	はた ともこ君
	谷 亮子君	平山 誠君
	斎藤 通宏君	大野 元裕君
	斎藤 嘉隆君	西村まさみ君
	江崎 孝君	有田 芳生君
	金子 洋一君	古川 沙織君
	外山 斎君	友近 聡朗君
	米長 晴信君	行田 邦子君
	金子 恵美君	牧山ひろえ君
	徳永 久志君	水戸 将史君
	轟木 利治君	蓮 舫君
	藤末 健三君	尾立 源幸君
	川合 孝典君	大久保 勉君

白 眞勲君	那谷屋正義君
ヰルキン マルコ君	藤田 幸久君
櫻井 充君	武内 則男君
川崎 稔君	岩本 司君
鈴木 寛君	松井 孝治君
柳田 稔君	一川 保夫君
興石 東君	羽田雄一郎君
榎葉賀津也君	郡司 彰君
小川 敏夫君	小川 勝也君
直嶋 正行君	安井美沙子君
亀井亜紀子君	中西 祐介君
徳永 エリ君	小見山幸治君
糸数 慶子君	長谷川大紋君
高階恵美子君	梅村 聡君
平山 幸司君	松浦 大悟君
植松恵美子君	中谷 智司君
佐藤 正久君	姫井由美子君
谷岡 郁子君	大河原雅子君
藤原 良信君	相原久美子君
加賀谷 健君	藤谷 光信君
佐藤 信秋君	足立 信也君
藤本 祐司君	水岡 俊一君
津田弥太郎君	芝 博二君
主濱 了君	加藤 敏幸君
野上浩太郎君	森 ゆうこ君
大塚 耕平君	辻 泰弘君
平野 達男君	神本美恵子君
池口 修次君	山根 隆治君
関口 昌一君	岡崎トミ子君
北澤 俊美君	玉置 一弥君
前田 武志君	田中 直紀君
江田 五月君	石井 一君
山東 昭子君	中原 八一君
長谷川 岳君	藤川 政人君
若林 健太君	三原じゅん子君
熊谷 大君	大家 敏志君
宇都 隆史君	岩井 茂樹君
磯崎 仁彦君	上野 通子君

塚田 一郎君 牧野たかお君 森 まさこ君 石井 準一君 福岡 資麿君 佐藤ゆかり君 岡田 直樹君 北川イツセイ君 小泉 昭男君 中川 雅治君 宮沢 洋一君 脇 雅史君 岡田 広君 加治屋義人君 岩城 光英君 溝手 顕正君 谷川 秀善君 荒井 広幸君 田村 智子君 赤石 清美君 松田 公太君 山田 俊男君 青木 一彦君 片山さつき君 水落 敏栄君 川口 順子君 大門実紀史君 二之湯 智君 大江 康弘君 柴田 巧君 愛知 治郎君 岸 宏一君 寺田 典城君 林 芳正君 山本 一太君 藤井 孝男君 川田 龍平君	西田 昌司君 丸川 珠代君 石井みどり君 古川 俊治君 松下 新平君 藤井 基之君 岸 信夫君 松山 政司君 末松 信介君 山谷えり子君 世耕 弘成君 鶴保 庸介君 吉田 博美君 山崎 正昭君 中曾根弘文君 鈴木 政二君 渡辺 猛之君 上野ひろし君 石井 浩郎君 舩添 要一君 山下 芳生君 義家 弘介君 紙 智子君 山本 順三君 猪口 邦子君 桜内 文城君 中村 博彦君 松村 祥史君 中西 健治君 井上 哲士君 金子原二郎君 中山 恭子君 市田 忠義君 松村 龍二君 山崎 力君 小野 次郎君 水野 賢一君	内閣総理大臣 野田 佳彦君 農林水産大臣 鹿野 道彦君	議長の報告事項 去る五日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 予算委員	行政監視委員 辞任 はた ともこ君 大塚 耕平君 風間 直樹君 谷合 正明君 外添 要一君 荒井 広幸君 補欠 大塚 耕平君 風間 直樹君 谷合 正明君	助産所の開設問題に関する質問主意書(丸川珠代君提出(第七七号)) 同日議長において、次のとおり東京電力福島原子力発電所事故に係る両議院の議院運営委員会の合同協議会委員の辞任を許可し、その補欠を指名し、その旨本院事務総長から衆議院事務総長宛に通知した。 辞任 大久保 勉君 補欠 江崎 孝君 同日本院は、人事官に吉田耕三君を任命することに同意した旨内閣に通知した。 同日本院は、国地方係争処理委員会委員に小早川光郎君、高橋寿一君、渡井理佳子君、牧原出君及び篠崎由紀子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。 同日本院は、中央社会保険医療協議会委員に牛丸聡君を任命することに同意した旨内閣に通知した。 同日本院は、日本銀行政策委員会審議委員に河野龍太郎君を任命することに同意しないと議決した旨内閣に通知した。 同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。 国民健康保険法の一部を改正する法律 同日衆議院議長から、次の予算は憲法第六十条第二項の規定により衆議院の議決が国会の議決となつたから内閣に送付した旨の通知書を受領した。 平成二十四年度一般会計予算 平成二十四年度特別会計予算 平成二十四年度政府関係機関予算 去る六日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 国家基本政策委員 辞任 亀井亜紀子君 補欠 自見庄三郎君 予算委員 辞任 はた ともこ君 補欠 大塚 耕平君	行政監視委員 辞任 大塚 耕平君 補欠 はた ともこ君 同日内閣から、日本銀行政策委員会審議委員に河野龍太郎君を任命することについて衆議院の同意を求める旨の要求書は、取り下げる旨の通知書を受領した。 同日内閣から、自衛隊法第六十二条第五項の規定に基づく平成二十三年自衛隊員の営利企業への就職の承認に関する報告を受領した。 同日内閣から、国と民間企業との間の人事交流に関する法律第二十四条第一項において防衛省の職員に準用する同法第二十三条第三項の規定に基づく平成二十三年防衛省と民間企業との間の人事交流に関する報告を受領した。 去る九日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 内閣委員 辞任 平野 達男君 補欠 斎藤 嘉隆君 江口 克彦君 補欠 川田 龍平君 文教科学委員 辞任 斎藤 嘉隆君 補欠 平野 達男君 厚生労働委員 辞任 川田 龍平君 補欠 江口 克彦君 国家基本政策委員 辞任 自見庄三郎君 補欠 森田 高君 行政監視委員 辞任 森田 高君 補欠 自見庄三郎君 同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 東日本大震災復興特別委員 辞任 亀井亜紀子君 補欠 浜田 和幸君
--	---	--------------------------------	---	---	---	--

同日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

共生社会・地域活性化に関する調査会委員

辞任 補欠

亀井亜紀子君 森田 高君

同日議長において、次のとおり憲法審査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

辞任 補欠

亀井亜紀子君 自見庄三郎君

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を内閣委員会に付託した。

新型インフルエンザ等対策特別措置法案(閣法第五八号)

同日議員から次の質問主意書が提出された。

放射性物質の拡散防止対策に関する質問主意書(川田龍平君提出)(第七八号)

野生動物植物への放射線影響調査に関する質問主意書(糸数慶子君提出)(第七九号)

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

社会保険・税一体改革における社会保障費の削減に対する取組に関する質問主意書(中西祐介君提出)(第七六号)

助産所の開設問題に関する質問主意書(丸川珠代君提出)(第七七号)

同日衆議院議長において、次のとおり東京電力福島原子力発電所事故に係る両議院の議院運営委員会の合同協議会委員外議員の辞任を許可した。

田中 康夫君

去る十日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任 補欠

斎藤 嘉隆君 平野 達男君

文教科学委員

辞任 補欠

平野 達男君 斎藤 嘉隆君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

消費者問題に関する特別委員

辞任 補欠

水戸 将史君 大野 元裕君

同日議長において、次のとおり憲法審査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

辞任 補欠

大島九州男君 安井美沙子君

同日議長は、次の内閣提出案を委員会に付託した。

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五

条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止

の実施につき承認を求めの件(閣承認第三号)

外国為替及び外国貿易法第十条の規定に

基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び

北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入

につき承認義務を課する等の措置を講じたこと

について承認を求めるの件(閣承認第四号)

同日議長は、次の内閣提出案を委員会に付託し

た。

同日議長は、次の内閣提出案を委員会に付託し

た。

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五

条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止

の実施につき承認を求めの件(閣承認第三号)

外国為替及び外国貿易法第十条の規定に

基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び

北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入

につき承認義務を課する等の措置を講じたこと

について承認を求めるの件(閣承認第四号)

同日議長は、次の内閣提出案を委員会に付託し

た。

同日議長は、次の内閣提出案を委員会に付託し

た。

同日議長は、次の内閣提出案を委員会に付託し

た。

同日議長は、次の内閣提出案を委員会に付託し

た。

同日議長は、次の内閣提出案を委員会に付託し

た。

同日議長は、次の内閣提出案を委員会に付託し

た。

同日議長は、次の内閣提出案を委員会に付託し

た。

同日議長は、次の内閣提出案を委員会に付託し

た。

同日議長は、次の内閣提出案を委員会に付託し

た。

同日議長は、次の内閣提出案を委員会に付託し

た。

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員福島みずほ君提出緊急時迅速放射能

影響予測ネットワークシステムの有効な活用

に関する質問に対する答弁書(第七二二号)

参議院議員福島みずほ君提出秘密取扱者適格性

確認制度に関する質問に対する答弁書(第七三

号)

参議院議員糸数慶子君提出普天間飛行場の騒音

に関する質問に対する答弁書(第七四号)

参議院議員山谷えり子君提出皇室制度に関する

有識者ヒアリングに関する質問に対する答弁書

(第七五号)

去る十一日議長において、次のとおり常任委員の

辞任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員

辞任 補欠

魚住裕一郎君 白浜 一良君

農林水産委員

辞任 補欠

福岡 資麿君 岩井 茂樹君

白浜 一良君 魚住裕一郎君

国土交通委員

辞任 補欠

岩井 茂樹君 福岡 資麿君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を

許可し、その補欠を指名した。

消費者問題に関する特別委員

辞任 補欠

大野 元裕君 水戸 将史君

同日議長において、次のとおり憲法審査会委員の

辞任を許可し、その補欠を指名した。

辞任 補欠

大野 元裕君 水戸 将史君

同日議長において、次のとおり憲法審査会委員の

辞任を許可し、その補欠を指名した。

辞任 補欠

大野 元裕君 水戸 将史君

同日議長において、次のとおり憲法審査会委員の

辞任を許可し、その補欠を指名した。

辞任 補欠

同日委員会において選任した理事は次のとおりで

ある。

国家基本政策委員会

理事 世耕 弘成君 (世耕弘成君の補欠)

消費者問題に関する特別委員会

理事 斎藤 嘉隆君 (江崎孝君の補欠)

理事 末松 信介君 (丸川珠代君の補欠)

同日議長から次の議案が提出された。

同日議長から次の議案が提出された。

同日議長から次の議案が提出された。

同日議長から次の議案が提出された。

同日議長から次の議案が提出された。

同日議長から次の議案が提出された。

同日議長から次の議案が提出された。

同日議長から次の議案が提出された。

同日議長から次の議案が提出された。

同日議長から次の議案が提出された。

同日議長から次の議案が提出された。

同日議長から次の議案が提出された。

同日議長から次の議案が提出された。

同日議長から次の議案が提出された。

同日議長から次の議案が提出された。

同日議長から次の議案が提出された。

同日議長から次の議案が提出された。

同日議長から次の議案が提出された。

同日議長から次の議案が提出された。

同日議長から次の議案が提出された。

同日議長から次の議案が提出された。

同日議長から次の議案が提出された。

同日議長から次の議案が提出された。

同日議長から次の議案が提出された。

同日議長から次の議案が提出された。

同日議長から次の議案が提出された。

同日議長から次の議案が提出された。

同日議長から次の議案が提出された。

同日議長から次の議案が提出された。

同日議長から次の議案が提出された。

同日議長から次の議案が提出された。

同日議長から次の議案が提出された。

同日議長から次の議案が提出された。

国土交通委員

辞任

植松恵美子君
福岡 資麿君

補欠

長浜 博行君
岩井 茂樹君

予算委員

辞任

中西 健治君
山下 芳生君

補欠

柴田 巧君
井上 哲士君

決算委員

辞任

大野 元裕君
柴田 巧君
井上 哲士君

補欠

田城 郁君
中西 健治君
大門実紀史君

行政監視委員

辞任

大門実紀史君
山下 芳生君

補欠

同日議員から次の議案が提出された。
国の財政運営における不要資産の活用、透明性の向上等に関する法律案(桜内文城君発議)(参第一八号)

同日衆議院から次の議案が提出された。

郵政民営化法等の一部を改正する等の法律案(衆第六号)

同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。
日本銀行法の一部を改正する法律案(桜内文城君発議)

同日委員長から次の報告書が提出された。
国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律案(閣法第五〇号)審査報告書

同日議員から次の質問主意書が提出された。
「イセファーム」による家畜防疫互助基金造成等支援事業不正受給に関する質問主意書(紙智子君提出)(第八二二号)

放射性物質による汚染瓦礫の焼却処理等に関する質問主意書(川田龍平君提出)(第八三三号)

去る十三日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

植松恵美子君

補欠

長浜 博行君

国土交通委員

辞任

長浜 博行君

補欠

植松恵美子君

予算委員

辞任

柴田 巧君
井上 哲士君

補欠

中西 健治君
大門実紀史君

決算委員

辞任

田城 郁君
中西 健治君
大門実紀史君

補欠

大野 元裕君
柴田 巧君
井上 哲士君

行政監視委員

辞任

自見庄三郎君

補欠

浜田 和幸君

同日議長において、次のとおり憲法審査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

辞任

自見庄三郎君

補欠

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

理事 加藤 修一君

(加藤修一君の補欠)

同日議員から次の議案が提出された。

地方教育行政改革の推進に関する法律案(江口克彦君発議)(参第一九号)

同日議員から委員会審査省略要求書を付して次の議案が提出された。

北朝鮮による弾道ミサイル発射に抗議する決議案(鶴保庸介君外九名発議)

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案(閣法第七八号)

同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

内閣総理大臣の指名に係る国民投票制度の創設に関する法律案(松田公太君発議)

同日議員から次の質問主意書が提出された。
後発医薬品の使用促進と医療費改定に関する質問主意書(藤井基之君提出)(第八四号)

同日内閣から次の答弁書を受領した。
参議院議員中西祐介君提出社会保障・税一体改革における社会保障費の削減に対する取組に関する質問に対する答弁書(第七六号)

参議院議員丸川珠代君提出助産所の開設問題に関する質問に対する答弁書(第七七号)

同日内閣から、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第三十一条の規定に基づく平成二十三年一月一日から同年十二月三十一日まで

の間に於ける同法の施行状況の報告を受領した。

同日内閣を経由して法務大臣から、破壊活動防止法第三十六条の規定に基づく平成二十三年団体規制状況の年次報告を受領した。

北朝鮮による弾道ミサイル発射に抗議する決議案

右の議案を決議する。
平成二十四年四月十三日

賛成者

相原久美子
江崎 孝
藤本 祐司
松浦 大悟
吉川 沙織
磯崎 仁彦
大家 敏志
水落 敏栄
石川 博崇
横峯 良郎
参議院議長 平田 健二殿

反対者

梅村 聡
中谷 智司
藤原 良信
水戸 将史
石井 浩郎
上野 通子
中原 八一
渡辺 猛之
荒井 広幸

賛成者

賛成者

四月十三日、北朝鮮は我が国を始め、米国、韓国、中国及びロシアの六者会合参加国はもとより、国際社会からの再三にわたる中止要求にもかかわらず、「人工衛星」の打ち上げと称して長距離弾道ミサイルの発射を強行した。

これは弾道ミサイルの発射又はその技術を使用した発射の禁止や弾道ミサイル計画に関連する全ての活動の停止を規定した国連安保理決議第一六九五号、第一七一八号及び第一八七四号に違反することは明白である。

さらに、今回の発射の強行は、我が国国民を始め、韓国など近隣諸国はもとより東アジア地域に重大な不安を与える暴挙であり、我が国として、この北朝鮮による挑発的行為を断じて容認できない。

本院は、改めて、北朝鮮に対して、一連の国連決議を遵守するとともに、六者会合共同声明を完全実施するよう強く求める。また、国際社会に対し、これらの国連決議に基づく制裁規定を完全に遵守するよう強く求める。

政府は、我が国国民の生命・財産を脅かし北東アジア地域の平和と安定を損なう行為に、断固たる抗議の意思を北朝鮮に伝え、併せて関係各国と

緊密に連携し、国連安全保障理事会に働き掛けて、決議等により国際社会の確固たる意思を明確にするよう努めるべきである。同時に、我が国独自の制裁の強化を図るとともに、拉致問題、核、ミサイル等、北朝鮮との諸懸案の解決に向けた粘り強い外交を展開すべきである。

右決議する。

審査報告書

国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成二十四年四月十二日

農林水産委員長 小川 勝也

参議院議長 平田 健二殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、国有林の有する公益的機能の維持増進のため、国有林と民有林の一体的な整備及び保全を推進する制度を創設するとともに、国有林野事業特別会計により企業的に運営してきた国有林野事業を、一般会計の事業とする等の措置を講じようとするものであって、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

二、費用

本法律案施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

森林の有する多面的機能を確保するとともに、厳しい状況に置かれている林業を活性化することは、我が国の森林・林業にとって喫緊の課題である。また、我が国森林面積の三割を占める国有林を一般会計において管理経営するに当たっては、国有林の有する公益的機能の発揮を積極的に推進

するとともに、森林・林業の再生、そして東日本大震災からの復興に一層寄与することが求められている。
よって政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に努めるべきである。
一 東日本大震災の被災地復興に向け、海岸防災林の再生、復興需要に応じた木材の安定供給、地域雇用の創出、森林の除染等について、国有林野事業の組織・技術・資源の積極的な活用を努めること。
二 地球温暖化防止のための間伐等の森林吸収源対策や再生可能エネルギーの導入拡大に向けた木材・木質バイオマスの利用拡大を着実に推進するため、必要な安定財源を確保するとともに、間伐材の活用や公共建築物における木材利用の促進など国産材の需要拡大に全力を挙げること。

三 森林・林業の再生に当たっては、森林施業の集約化、高性能林業機械の導入、効率的な路網整備、これらに担う人材の育成等について、国と地方公共団体・森林組合・林業事業体・森林所有者等が相互の連携を深めながら、着実な推進を図ること。
四 森林の有する多面的機能を確保するため、水源林の保全や森林の整備を推進するとともに、そのために必要な地籍調査への取組を強化すること。

五 最近の山地災害の頻発やその被害の増加を踏まえ、治山事業の確実な実施に努めるとともに、必要な予算の確保を図ること。
六 スギ花粉症が都市部を中心に社会的な問題となつていくことを踏まえ、少花粉スギ等の開発・普及、苗木供給体制の整備、広葉樹林化等の花粉発生源対策の充実・強化を図ること。

七 国有林野事業債務管理特別会計が承継する債務の円滑な償還を図るため、間伐等の森林整備を着実に実施するとともに、国有林野事業の一層効率的な運営に取り組むこと。

八 地域ごとの木材価格や需給動向を把握・分析し、価格安定に向けて供給調整を図ること。
九 国有林野事業の一般会計への円滑な移行に当たっては、地域の森林・林業への支援及び国有林の有する公益的機能の維持・増進のため、必要な財政上の措置を講じるとともに、現場管理の実情を踏まえた適正な定員規模等の確保・組織体制の構築、人材の確保、技術の継承に努めること。

右決議する。

国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律案
右
国会に提出する。

平成二十四年三月二日

内閣総理大臣 野田 佳彦

国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律案
国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律案

（国有林野の管理経営に関する法律の一部改正）
第一条 国有林野の管理経営に関する法律（昭和二十六年法律第二百四十六号）の一部を次のように改正する。

第二条 第一号中「決定し、国有財産法第三條第二項第四号の企業用財産となつてゐる」を「決定した」に改め、同条に次の一項を加える。
2 この法律において「国有林野事業」とは、国有林野の管理経営（国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全であつて、国が行うものを含む。以下同じ。）の事業をいう。

第四条第二項第六号を同項第七号とし、同項

第五号中「国有林野の管理経営の事業を「国有林野事業」に」、「長期的な収支の見通しその他の事業の」を「その他の」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五 国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全に関する基本的な事項
第四条第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 管理経営基本計画は、森林における生物の多様性の保全、国民の需要に即した林産物の供給、効率的かつ安定的な林業経営を担うべき人材の育成及び確保その他国有林野事業及び民有林野に係る施策の一体的な推進に配慮して定めるものとする。
第六条第二項中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 森林法第十条の十五第一項に規定する公益的機能維持増進協定に基づく林道の開設その他国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全に関する事項
第六条第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 第四条第三項の規定は、地域管理経営計画について準用する。
第六条に次の一項を加える。

6 森林管理局長は、国有林野事業及び民有林野に係る施策の一体的な推進のため必要があると認めるときは、関係都道府県知事及び関係市町村長に必要な協力を要請することができる。

第七条の前の見出しを「（国有林野の貸付け、売払い等）」に改め、同条第一項中「第二條第一号」を「第二條第一項第一号」に、「貸付」を「貸付け」に改める。

第八条中「第二条第二号」を「第二条第一項第二号」に、「左に」を「次に」に、「買受、借受」を「買受け、借受け」に改める。

第十二条第一項に次のただし書を加える。

ただし、農林水産大臣は、造林者から長伐期施業を行うため当該存続期間を延長したい旨の申出があつた場合において、分収林の有する公益的機能の維持増進を図るため適当であると認めるときは、これを延長することができる。

第十二条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 前項ただし書の規定により延長する期間は、一回ごとに八十年を超えることができない。

第十七条第三項中「国の企業若しくは」を削る。

第十七条の五第一項に次のただし書を加える。

ただし、農林水産大臣は、費用負担者から長伐期施業を行うため当該存続期間を延長したい旨の申出があつた場合において、分収林の有する公益的機能の維持増進を図るため適当であると認めるときは、これを延長することができる。

第十七条の五中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 前項ただし書の規定により延長する期間は、一回ごとに六十年を超えることができない。

第十八条第一項中「左に」を「次に」に改め、同項第四号中「農林水産省令」を「エネルギー源として共同の利用に供するための林産物その他農林水産省令」に改め、同項第五号中「附随して」を「付随して」に改める。

(森林法の一部改正)

第二条 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)の一部を次のように改正する。

平成二十四年四月十六日 参議院会議録第十二号

国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律案

日次中「監督を」監督等に、「第二節 森林整備協定の締結の促進」第十條の十三・第十條の十四」を「第二節 森林整備協定の締結の促進」第十條の十三・第十條の十四」に改め

第二章の二の章名中「監督を」監督等に改める。

第十條の八第一項中第十一号を第十二号とし、第四号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 第十條の十七第一項の規定による公告に係る第十條の十五第一項に規定する公益的機能維持増進協定(その変更につき第十條の十八において準用する第十條の十七第一項の規定による公告があつたときは、その変更後のもの)に基づいて伐採する場合

第十條の八第二項中「前項第九号」を「前項第十号」に改める。

第二章の二第二節の次に次の一節を加える。

第二節の二 公益的機能維持増進協定

第十條の十五 森林管理局長は、第七條の二第一項の森林計画に定められた公益的機能別施業森林区域内に存する国有林の有する公益的機能の維持増進を図るため必要があると認めるときは、当該国有林と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる市町村森林整備計画に定められた公益的機能別施業森林区域内に存する国有林の森林所有者等又は当該森林所有者等及び当該国有林の土地の所有者と次に掲げる事項を定めた協定(以下「公益的機能維持増進協定」という。)を締結して、当該公益的機能維持増進協定の目的となる森林の区域(以下「公益的機能維持増進協定区域」という。)内に存する森林の整備及び保全を行うことができる。

一 公益的機能維持増進協定区域及びその面積

二 森林管理局又は森林所有者等が行う森林施業の種類並びにその実施の方法及び時期その他公益的機能維持増進協定区域内に存する森林の整備及び保全に関する事項

三 前号に掲げる事項を実施するために必要な林道の開設及び改良並びに作業路網その他の施設の設置及び維持運営に関する事項

四 前二号に掲げる事項の実施に要する費用の負担

五 公益的機能維持増進協定の有効期間

六 公益的機能維持増進協定に違反した場合の措置

2 公益的機能維持増進協定については、公益的機能維持増進協定区域内に存する国有林の森林所有者等及び当該国有林の土地の所有者の全員の合意がなければならない。

3 公益的機能維持増進協定の有効期間は、十年を超えてはならない。

4 公益的機能維持増進協定の内容は、次に掲げる基準に適合するものでなければならぬ。

一 国有林の有する公益的機能の維持増進を図るために有効かつ適切なものであること。

二 国有林の有する公益的機能の維持増進に寄与するものであること。

三 森林の利用を不当に制限するものでないこと。

四 公益的機能維持増進協定区域内に存する国有林又は当該公益的機能維持増進協定区域に近接する国有林において、都道府県が治山事業(第四十一条第三項に規定する保安施設事業及び地すべり等防止法(昭和三十三年法律第三十号)第五十一条第一項第二号に規定する地すべり地域又はぼた山に

関して同法第三条又は第四条の規定によつて指定された地すべり防止区域又はぼた山崩壊防止区域における同法第二条第四項に規定する地すべり防止工事又は同法第四十一条のぼた山崩壊防止工事に関する事業をいう。以下この号及び次項において同じ。)を行い、又は行おうとしているときは、当該治山事業の実施に関する計画との整合性に配慮したものであること。

五 第一項各号に掲げる事項について農林水産省令で定める基準に適合するものであること。

5 森林管理局長は、公益的機能維持増進協定を締結しようとする場合において、当該公益的機能維持増進協定区域内に存する国有林又は当該公益的機能維持増進協定区域に近接する国有林において都道府県が治山事業を行い、又は行おうとしているときは、あらかじめ、当該都道府県の知事の意見を聴かなければならない。

(公益的機能維持増進協定の縦覧等)

第十條の十六 森林管理局長は、公益的機能維持増進協定を締結しようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該公益的機能維持増進協定を当該公告の日から二週間利害関係人の縦覧に供しなければならぬ。

2 前項の規定による公告があつたときは、利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、当該公益的機能維持増進協定について、森林管理局長に意見書を提出することができる。

3 森林管理局長は、第一項の縦覧期間満了後、当該公益的機能維持増進協定について、その区域内に当該公益的機能維持増進協定の目的となる森林が存する市町村の長の意見を聴かなければならない。

(公益的機能維持増進協定の公告等)

第十条の十七 森林管理局長は、公益的機能維持増進協定を締結したときは、農林水産省令で定めるところにより、その旨を公告し、かつ、当該公益的機能維持増進協定の写しを公衆の縦覧に供するとともに、公益的機能維持増進協定区域である旨を当該公益的機能別施業森林区域内に明示しなければならない。

2 森林管理局長は、前項の規定による公告をした場合には、遅滞なく、その旨をその区域内に当該公益的機能維持増進協定の目的となる森林が存する市町村の長に通知しなければならない。

(公益的機能維持増進協定の変更)

第十条の十八 第十条の十五第二項から第五項まで及び前二条の規定は、公益的機能維持増進協定において定めた事項の変更について準用する。

(公益的機能維持増進協定の効力)

第十条の十九 第十条の十七第一項(前条において準用する場合を含む。)の規定による公告のあった公益的機能維持増進協定は、その公告のあった後において当該公益的機能維持増進協定区域内に存する民有林の森林所有者等又は当該民有林の土地の所有者となつた者に對しても、その効力があるものとする。

第二十六条の二第四項第二号中(昭和三十三年法律第三十号)を削る。

(特別会計に関する法律の一部改正)

第三条 特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十二節 国有林野事業特別会計(第一百五十八条―第一百七十一条)」を「第十二節 削除」に改める。

第二章第一項第十二号を次のように改める。

十二 削除

第二章第十二節を次のように改める。

第十二節 削除

第一百五十八条から第一百七十一条まで 削除

第九十八条第二項ただし書中「公共土木施設災害復旧事業費(国庫負担法)の下に(昭和二十六年法律第九十七号)」を加え、同項第三号中「地すべり等防止法」の下に「昭和三十三年法律第三十号」を加える。

第二百二十四条第一号ホ中「森林法」の下に「昭和二十六年法律第二百四十九号」を加える。

附則第四十二条から第四十五条までを次のように改める。

第四十二条から第四十五条まで 削除

附則第六十七条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(暫定的に設置する特別会計)」を付し、同条第二項中「次条から附則第二百六条まで」を「附則第六十八条から第二百六条まで」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第六十七条の二 国有林野事業債務管理特別会計を、国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律(平成二十四年法律第 号。附則第二百六条の二及び第二百六条の六において「管理経営法等改正法」という。)の施行の日から同会計の負担に属する借入金に係る債務の処理が終了する日の属する年度(附則第二百六条の二及び第二百五十九条の二において「債務処理終了年度」という。)の末日までの期間に限り、設置する。

2 国有林野事業債務管理特別会計の目的、管理及び経理については、附則第二百六条の二から第二百六条の七までに定めるとおりとする。

3 国有林野事業債務管理特別会計に対する第十三条第一項の規定の適用については、同項中「次条」とあるのは、「附則第二百六条の六」とする。

(国有林野事業債務管理特別会計の設置の目的)

第二百六条の二 管理経営法等改正法附則第四条第一項に規定する旧国有林野事業特別会計の負担に属する借入金に係る債務の処理に関する経理は、管理経営法等改正法の施行の日から債務処理終了年度の末日までの間、国有林野事業債務管理特別会計において行うものとする。

(国有林野事業債務管理特別会計の管理)

第二百六条の三 国有林野事業債務管理特別会計は、農林水産大臣が、法令で定めるところに従い、管理する。

(国有林野事業債務管理特別会計の歳入及び歳出)

第二百六条の四 国有林野事業債務管理特別会計における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入

イ 一般会計からの繰入金

ロ 借入金

ハ 一時借入金の借換えによる収入金

二 附属雑収入

三 歳出

イ 借入金の償還金及び利子

ロ 一時借入金の利子

ハ 借り換えた一時借入金の償還金及び利子

子

二 附属諸費

(一般会計から国有林野事業債務管理特別会計への繰入れ)

第二百六条の五 第六条の規定にかかわらず、借入金の償還金、一時借入金の利子並びに借り換えた一時借入金の償還金及び利子の財源に充てるため、毎会計年度、予算で定めるところにより、当該年度の国有林野(国有林野の管理経営に関する法律(昭和二十六年法律第二百四十六号)第二条第一項に規定する国

有林野をいう。以下この項において同じ。)の産物及び製品の売払い並びに国有林野の管理又は処分による収入額から、当該売払い及び管理又は処分のために要する費用の額を控除した額に相当する金額(以下この項において「繰入相当額」という。)の予算額に、当該年度の前年度以前の年度における繰入相当額の決算額でまだ国有林野事業債務管理特別会計に繰り入れていない額を加算し、又は当該予算額から当該前年度以前の年度において当該決算額を超えて同会計に繰り入れた額を控除した額に相当する金額を、一般会計から国有林野事業債務管理特別会計に繰り入れるものとする。

2 前項の規定による繰入れのほか、毎会計年度、予算で定めるところにより、当該年度において支払うべき借入金の利子に充てるべき金額を、一般会計から国有林野事業債務管理特別会計に繰り入れるものとする。

(国有林野事業債務管理特別会計における借入金対象経費)

第二百六条の六 国有林野事業債務管理特別会計における借入金対象経費は、管理経営法等改正法附則第四条第五項ただし書の規定により同会計に帰属するものとされた借入金(当該借入金の償還に充てるため順次借り換えられたものを含む。)の償還金の財源に充てるために必要な経費とする。

(国有林野事業債務管理特別会計における一時借入金の借換え)

第二百六条の七 第十五条第四項の規定にかかわらず、国有林野事業債務管理特別会計において、歳入不足のために一時借入金を償還することができない場合には、その償還することができない金額を限り、同会計の負担において、一時借入金の借換えをすることができ

2 前項の規定により借換えをした一時借入金

については、当該一時借入金を第十七条に規定する借入金とみなして、同条の規定を適用する。

3 第一項の規定により借換えをした一時借入金は、その借換えをしたときから一年内に償還しなければならない。

附則第二百五十九條の次に次の一條を加える。

(国有林野事業債務管理特別會計の廃止に伴う経過措置)

第二百五十九條の二 国有林野事業債務管理特別會計の債務処理終了年度の収入及び支出並びに債務処理終了年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。この場合において、同會計の債務処理終了年度の翌年度の歳入に繰り入れるべき金額があるときは、一般會計の歳入に繰り入れるものとする。

2 債務処理終了年度の末日において、国有林野事業債務管理特別會計に所属する権利義務は、一般會計に帰属するものとする。

3 前項の規定により一般會計に帰属する権利義務に係る収入及び支出は、一般會計の歳入及び歳出とする。

(特定独立行政法人等の労働関係に関する法律の一部改正)

第四條 特定独立行政法人等の労働関係に関する法律(昭和二十三年法律第二百五十七号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

特定独立行政法人の労働関係に関する法律

目次中「第三十八條」を「第三十七條」に改める。

第一條 第一項中「特定独立行政法人等」を「特定独立行政法人」に改め、同條第二項中「特定独立行政法人等」を「特定独立行政法人」に、「かんがみ」を「鑑み」に改める。

第二條 第二号及び第三号を削り、同條第四号

中「特定独立行政法人等」を「特定独立行政法人」に改め、同号を同條第二号とする。

第三條 第一項中「特定独立行政法人等の労働関係に関する法律」を「特定独立行政法人の労働関係に関する法律」に改める。

第四條 第四項、第七條第一項ただし書及び第二項、第八條ただし書、第九條、第十條並びに第十二條第一項中「特定独立行政法人等」を「特定独立行政法人」に改める。

第十三條から第十六條までを次のように改める。

第十三條から第十六條まで 削除

第十七條中「特定独立行政法人等」を「特定独立行政法人」に改める。

第二十五條の見出しを「(特定独立行政法人担当委員)」に改め、同條中「特定独立行政法人等担当公益委員」を「特定独立行政法人担当公益委員」に改め、「又は国有林野事業を行う国の経営する企業」を削り、「特定独立行政法人等担当使用者委員」を「特定独立行政法人担当使用者委員」に改め、「又は国有林野事業職員」を削り、「特定独立行政法人等担当労働者委員」を「特定独立行政法人担当労働者委員」に改める。

第二十六條 第一項中「特定独立行政法人等」を「特定独立行政法人」に改め、同條第二項中「特定独立行政法人等担当公益委員、特定独立行政法人等担当労働者委員若しくは特定独立行政法人等担当労働者委員」を「特定独立行政法人担当公益委員、特定独立行政法人担当労働者委員若しくは特定独立行政法人担当労働者委員」に改める。

第二十九條 第一項中「特定独立行政法人等」を「特定独立行政法人」に改め、同條第二項中「特定独立行政法人等担当公益委員」を「特定独立行政法人等担当公益委員」に、「特定独立行政法人等」を「特定独立行政法人」に、「特定独立行政法人等担当使用者委員」を「特定独立行政法人担当使用者委員」に、「特定独立行政法人等担当労働者委員」を「特定独立行政法人担当労働者委員」に改める。

労働者委員」を「特定独立行政法人担当労働者委員」に改める。

第三十四條 第二項中「特定独立行政法人等担当公益委員」を「特定独立行政法人担当公益委員」に改める。

第三十五條 第一項中「特定独立行政法人等」を「特定独立行政法人」に改め、同條第三項を削る。

第三十六條を削る。

第三十七條中「並びに」を「及び」に改め、「及び農林水産大臣(国有林野事業を行う国の経営する企業に関するものに限る。)」を削り、第七章中同條を第三十六條とする。

第三十八條 第三項中「特定独立行政法人等」を「特定独立行政法人」に改め、同條を第三十七條とする。

附則第三項中「特定独立行政法人等」を「特定独立行政法人」に、「かんがみ」を「鑑み」に改める。

(国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法及び国有林野事業の改革のための特別措置法の廃止)

第五條 次に掲げる法律は、廃止する。

国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法(昭和二十九年法律第四十一号)

二 国有林野事業の改革のための特別措置法(平成十年法律第三十四号)

附則

(施行期日)

第一條 この法律は、平成三十五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三條、第五條及び第十二條の規定 公布の日

二 附則第五十四條の規定 国家公務員法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第 号)の公布の日又はこの法律の公布

の日のいずれか遅い日

三 附則第五十五條の規定 国家公務員の労働関係に関する法律(平成二十四年法律第 号)の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日

四 附則第五十七條の規定 国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十四年法律第 号)の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日

(管理経営基本計画等に関する経過措置)

第二條 農林水産大臣は、平成二十四年十二月三十一日までに、第一條の規定による改正後の国有林野の管理経営に関する法律(以下「新管理経営法」という。)第四條及び第五條の規定の例により、第一條の規定による改正前の国有林野の管理経営に関する法律(次条において「旧管理経営法」という。)第四條の規定により定められている管理経営基本計画を変更しなければならない。この場合において、当該管理経営基本計画の変更は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)にその効力を生ずるものとする。

2 前項の規定により変更された管理経営基本計画は、新管理経営法第四條及び第五條の規定により変更された管理経営基本計画とみなす。

第三條 森林管理局長は、平成二十五年三月三十一日までに、新管理経営法第六條の規定の例により、旧管理経営法第六條の規定により定められている地域管理経営計画(平成二十年四月一日をその計画期間の始期とするものを除く。)を変更しなければならない。この場合において、当該地域管理経営計画の変更は、施行日にその効力を生ずるものとする。

2 森林管理局長は、施行日をその計画期間の始期とする地域管理経営計画を定める場合には、旧管理経営法第六條の規定にかかわらず、新管理経営法第六條の規定の例によるものとする。

3 前二項の規定により変更され、又は定められ

た地域管理経営計画は、新管理経営法第六条の規定により変更され、又は定められた地域管理経営計画とみなす。

(国有林野事業特別会計の廃止に伴う経過措置)

第四条 第三条の規定による改正前の特別会計に関する法律(以下この条において「旧特別会計法」という。)第二条第一項第十二号の規定により設置された国有林野事業特別会計(以下「旧国有林野事業特別会計」という。)の平成二十四年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。

2 前項の場合において、旧国有林野事業特別会計の平成二十五年度の歳入に繰り入れられるべき金額があるときは、一般会計の歳入に繰り入れられるものとする。ただし、当該金額のうち、復興事業(特別会計に関する法律第二百二十二条第二項に規定する復興事業をいう。以下この条において同じ。)に係るものは、同法第二条第一項第十八号の規定により設置する東日本大震災復興特別会計(以下この条において「東日本大震災復興特別会計」という。)の歳入に繰り入れられるものとする。

3 旧国有林野事業特別会計の平成二十四年度の歳出予算の経費(復興事業に係る経費を除く。)の金額のうち財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第十四条の三第一項若しくは第四十二条ただし書又は旧特別会計法第七十条の規定による繰越しを必要とするものは、一般会計に繰り越して使用することができる。

4 旧国有林野事業特別会計の平成二十四年度の歳出予算の経費(復興事業に係る経費に限る。)の金額のうち財政法第十四条の三第一項若しくは第四十二条ただし書又は旧特別会計法第七十条の規定による繰越しを必要とするものは、東日本大震災復興特別会計に繰り越して使用することができる。

5 この法律の施行の際、旧国有林野事業特別会計に所属する権利義務は、一般会計に帰属するものとする。

ものとする。ただし、当該権利義務のうち、復興事業に係るものは東日本大震災復興特別会計に、旧国有林野事業特別会計の負担に属する借入金に係るものは第三条の規定による改正後の特別会計に関する法律附則第六十七条の二第一項の規定により設置する国有林野事業債務管理特別会計(以下「国有林野事業債務管理特別会計」という。)に、それぞれ帰属するものとする。

6 前項の規定により一般会計、東日本大震災復興特別会計又は国有林野事業債務管理特別会計に帰属する権利義務に係る収入及び支出は、それぞれ一般会計、東日本大震災復興特別会計又は国有林野事業債務管理特別会計の歳入及び歳出とする。

(労働組合に関する経過措置)

第五条 第四条の規定による改正前の特定独立行政法人等の労働関係に関する法律(以下「旧特労法」という。)第四条第二項に規定する労働組合(旧特労法第二条第二号に規定する国有林野事業を行う国の経営する企業(附則第八条において「国有林野事業を行う国の経営する企業」という。)に勤務する一般職に属する国家公務員(以下「国有林野事業職員」という。)に係るものに限る。以下「組合」という。)であつて、施行日において国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第八十二条の二第一項に規定する職員団体となろうとするものは、施行日前においても、同法第八十二条の三の規定の例により、登録を申請することができる。

第六条 この法律の施行の際現に存する組合(その構成員の過半数が国有林野事業職員であるものに限り)であつて、法人であるものは、施行日において、職員団体等に対する法人格の付与に関する法律(昭和五十三年法律第八十号)第二条第五項に規定する法人である職員団体等となるものとする。

2 前項の規定により職員団体等に対する法人格の付与に関する法律第二条第五項に規定する法人である職員団体等となつたものは、次の各号のいずれかに該当する場合は、同法第二十七条の規定の適用については、同条第三号又は第四号に掲げる事由に該当するものとみなす。

一 施行日前に前条の規定により若しくは施行日から起算して六十日を経過する日までに国家公務員法第八十二条の三第一項の規定により登録を申請し、かつ、同日までに引き続き法人格を有する旨を人事院に申し出ない場合又は同日までにその規約について職員団体等に対する法人格の付与に関する法律第四条の規定により認証を申請した場合において、登録又は認証をしない旨の処分があつたとき。

二 施行日前に前条の規定により若しくは施行日から起算して六十日を経過する日までに国家公務員法第八十二条の三第一項の規定により登録を申請し、かつ、同日までに引き続き法人格を有する旨を人事院に申し出た場合又は同日までにその規約について職員団体等に対する法人格の付与に関する法律第四条の規定により認証を申請した場合において、登録又は認証をしない旨の処分があつたとき。

三 施行日から起算して六十日を経過する日までにその規約について職員団体等に対する法人格の付与に関する法律第四条の規定により認証を申請した場合において、その主たる事務所の所在地において、認証する旨の通知を受けた日から二週間以内に設立の登記をしないとき。

3 第一項の規定により職員団体等に対する法人格の付与に関する法律第二条第五項に規定する法人である職員団体等となつたものについては、施行日から起算して六十日を経過する日までは、国家公務員法第八十二条の三第三項ただし書の規定は、適用しない。

4 第一項の規定により職員団体等に対する法人格の付与に関する法律第二条第五項に規定する

法人である職員団体等となつたものであつて、国家公務員法第八十二条の三第五項の規定による登録する旨の通知を受けたものは、その主たる事務所の所在地において、引き続き法人格を有する旨を人事院に申し出た日から二週間以内に設立の登記をしなければならない。

(労働組合のための職員の行為の制限に関する経過措置)

第七条 旧特労法第七条第一項ただし書の規定により組合の業務に専ら従事した期間は、第四条の規定による改正後の特定独立行政法人の労働関係に関する法律(以下「新特労法」という。)第七条の規定及び附則第十七条第一号の規定による改正後の国家公務員法第八十二条の六の規定の適用については、新特労法第七条第一項ただし書の規定により労働組合の業務に専ら従事した期間とみなす。

2 旧特労法第七条第一項ただし書に規定する事由により国有林野事業職員が現実に職務をとることを要しなかつた期間は、附則第二十九条の規定による改正後の国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第八十二号)第七条第四項の規定の適用については、新特労法第七条第一項ただし書に規定する事由により現実に職務をとることを要しなかつた期間とみなす。

3 旧特労法第七条第一項ただし書の規定により組合の業務に専ら従事した期間は、附則第五十一条の規定による改正後の国家公務員の留學費用の償還に関する法律(平成十八年法律第七十号)第三条第三項の規定の適用については、同項第三号に掲げる期間とみなす。

(不当労働行為の申立て等に関する経過措置)

第八条 この法律の施行前に国有林野事業を行う国の経営する企業がした行為についての労働組合法(昭和二十四年法律第七十四号)第二十七条第一項の申立てについては、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際現に中央労働委員会に係属している国有林野事業を行う国の経営する企業と組合とを当事者とするあつせん、調停又は仲裁に係る事件(施行日の前日までの期間についての労働条件に関するものに限る。)、この法律の施行前に国有林野事業を行う国の経営する企業と組合とが締結した協定であつて旧特労法第十六条第一項に該当するもの及びこの法律の施行前に中央労働委員会がした国有林野事業を行う国の経営する企業と組合との間の紛争に係る裁定であつて旧特労法第三十五条第三項ただし書に該当するものについては、なお従前の例による。

3 この法律の施行の際現に裁判所に係属している旧特労法第三十六条第一項に規定する訴訟に関する同条の規定の適用については、なお従前の例による。

4 この法律の施行の際現に中央労働委員会の委員である者であつて、国有林野事業を行う国の経営する企業又は組合の推薦に基づき任命されたものは、この法律の施行後初めて委員の任期の満了による新たな委員の任命が行われる日の前日までは、新特労法第二十五条の規定の適用については、労働組合法第十九条の三第二項に規定する特定独立行政法人又は同項に規定する特定独立行政法人職員が結成し、若しくは加入する労働組合の推薦に基づき任命された委員とみなす。

(旧給与特例法適用職員の給与に関する経過措置)

第九条 施行日の前日までの期間について第五条第一号の規定による廃止前の国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法(附則第三十条において「旧給与特例法」という。)、第二条第二項に規定する職員(以下「旧給与特例法適用職員」という。)に支給する給与については、なお従前の例による。

平成二十四年四月十六日 参議院会議録第十二号

(国有林野事業の改革のための特別措置法の廃止に伴う経過措置)

第十条 第五条第二号の規定による廃止前の国有林野事業の改革のための特別措置法(次項において「旧改革特措法」という。)、第十二条第二項の規定により政府が支給した同項に規定する特別給付金の返還については、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際附則第四条第五項ただし書の規定により国有林野事業債務管理特別会計に帰属するものとされた旧国有林野事業特別会計の負担に属する借入金に係る債務(以下この項において「承継債務」という。))の処理並びに旧改革特措法第十五条第一項の規定により一般会計に帰属した債務及び承継債務の処理に関する施策の実施の状況の国会への報告については、旧改革特措法第十六条第一項及び第十七条の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、同項中「この法律の施行の時にいて事業勘定の負担に属する借入金に係る債務(前条第一項の規定により一般会計に帰属したものを除く。)」とあるのは「特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)附則第六十七条の二第一項の規定により設置する国有林野事業債務管理特別会計(次条において「国有林野事業債務管理特別会計」という。))の負担に属する借入金に係る債務」と、この法律の施行の日」とあるのは「国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律(平成二十四年法律第 号。次条において「管理経営法等改正法」という。))第五条第二号の規定による廃止前の国有林野事業の改革のための特別措置法(平成十年法律第百三十四号。次条において「旧改革特措法」という。))の施行の日」と、同条中「前二条の規定による国有林野事業に係る債務」とあるのは「旧改革特措法第十五条第一項の規定により一般会計に帰属した債務

及び国有林野事業債務管理特別会計(平成二十五年に於ては、管理経営法等改正法第三条の規定による改正前の特別会計に関する法律に基づく国有林野事業特別会計)の負担に属する借入金に係る債務」とする。

(罰則に関する経過措置)

第十一条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令等への委任)

第十二条 附則第二条から前条まで並びに附則第二十五条、第三十条、第四十条及び第四十四条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令(人事院の所掌する事項については、人事院規則で定める。)

(労働関係調整法の一部改正)

第十三条 労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

第八条の二第四項中「特定独立行政法人等の労働関係に関する法律」を「特定独立行政法人の労働関係に関する法律」に、「特定独立行政法人等担当使用者委員」を「特定独立行政法人等担当労働者委員」に、「特定独立行政法人等担当労働者委員」を「特定独立行政法人担当労働者委員」に改める。

第八条の三「幹旋員候補者」を「あつせん員候補者」に、「特定独立行政法人等担当使用者委員」を「特定独立行政法人担当使用者委員」に、「特定独立行政法人等担当労働者委員」を「特定独立行政法人担当労働者委員」に、「同項」を「第二十一条第一項」に改める。

(労働基準法の一部改正)

第十四条 労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第十二条第三項中「二」を「いづれかに」に改め、同項第四号中「及び第七項」を削る。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部改正)

第十五条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第二十三条第五項ただし書中「第八号及び第八号の二」を「第七号及び第十号」に、「第四項」を「前項」に改め、同項各号を次のように改める。

- 一 国家公務員法(昭和二十二年法律第二百一十号)
 - 二 農業協同組合法(昭和二十二年法律第二百一十号)
 - 三 消費生活協同組合法(昭和二十三年法律第二百一十号)
 - 四 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百一十号)
 - 五 特定独立行政法人の労働関係に関する法律(昭和二十三年法律第二百五十七号)
 - 六 労働組合法(昭和二十四年法律第七十四号)
 - 七 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一号)
 - 八 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百一十号)
 - 九 地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和二十七年法律第二百一十九号)
 - 十 中小企業団体の組織に関する法律(昭和三十三年法律第八十五号)
 - 十一 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百一十八号)
 - 十二 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五十二号)
 - 十三 森林組合法(昭和五十三年法律第三十六号)
- (船員法の一部改正)
- 第十六条 船員法(昭和二十二年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第七十四条第四項中「及び第七項」を削る。

(国家公務員法及び雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律の一部改正)

第十七条 次に掲げる法律の規定中「特定独立行政法人等の労働関係に関する法律」を「特定独立行政法人の労働関係に関する法律」に、「第二条第四号」を「第二条第二号」に改める。

一 国家公務員法第八十条の六第三項
二 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和四十七年法律第百十三号)第三十二条
(物品の無償貸付及び譲与等に関する法律の一部改正)

第十八条 物品の無償貸付及び譲与等に関する法律(昭和二十二年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第三号中「第二条」を「第二条第一項」に改め、「災害救助法」の下に「昭和二十二年法律第百十八号」を加える。

(国有財産法の一部改正)

第十九条 国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項第四号中「企業用財産」を「森林経営用財産」に、「国の企業又はその企業に従事する職員の住居」を「森林経営」に改め、同条第四項を削る。

第二十四条第一項及び第二十七条第一項中「国の企業若しくは」を削る。

(国家行政組織法の一部改正)

第二十条 国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)の一部を次のように改正する。

第二十二條を次のように改める。

第二十二條 削除

(国家公務員宿舎法の一部改正)

第二十一条 国家公務員宿舎法(昭和二十四年法律第百十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項第一号を削り、同項第二号中「寄付」を「寄附」に改め、同号を同項第一号とし、同項第三号を同項第二号とする。

第十九条第二項を削る。

(労働組合法の一部改正)

第二十二條 労働組合法の一部を次のように改正する。

第十九条の三第二項中「第十九条の四第二項第二号」を「次条第二項第二号」に改め、「又は国有林野事業(特定独立行政法人等の労働関係に関する法律(昭和二十三年法律第百五十七号)第二条第二号に規定する国有林野事業をいう。以下この項及び第十九条の十第一項において同じ。)を行う国の経営する企業」を削り、「特定独立行政法人の特定独立行政法人等の労働関係に関する法律第二条第四号を「特定独立行政法人の労働関係に関する法律(昭和二十三年法律第百五十七号)第二条第二号」に改め、「又は国有林野事業を行う国の経営する企業の同号に規定する職員(以下この章において「国有林野事業職員」という。)を削る。

第十九条の四第二項第三号を削る。

第十九条の十第一項中、「国有林野事業を行う国の経営する企業と国有林野事業職員との間に発生した紛争」を削る。

第二十四條第二項中「及び国有林野事業職員」を削る。

第二十五条第一項中「及び国有林野事業職員」及び「又は国有林野事業職員」を削る。

(退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計からする一般会計への繰入れに関する法律(昭和二十五年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中、「国有林野事業特別会計」を削る。

(一般職の職員の給与に関する法律の一部改正)

第二十四條 一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第十一条の七第三項中「国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法(昭和二十九年法律第百四十一号)の適用を受ける職員」を削り、「給与特例法適用職員等」を「特定独立行政法人職員等」に改める。

第二十五條 施行日の前日において旧給与特例法適用職員であつた者であつて引き続き施行日に前条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律(以下この条において「新給与法」という。)に規定する俸給表の適用を受ける職員となつたもの並びにこの法律の施行の際現に旧給与特例法適用職員であつた者として前条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する法律第十一条の七第三項、第十二条第四項、第十三条の八第三項、第十四条第二項の規定の適用を受けている職員に対する新給与法第十一条の七第三項、第十二条の八第三項、第十三条の八第三項、第十四条第二項の規定の適用については、これらの者は、新給与法第十一条の七第三項に規定する特定独立行政法人職員等であつた者とみなす。

(国家公務員のための国設宿舎に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第二十六條 国家公務員のための国設宿舎に関する法律の一部を改正する法律(昭和二十六年法律第百十七号)の一部を次のように改正する。

第二十八條 次の掲げる法律の規定中「特定独立行政法人等の労働関係に関する法律」を「特定独立行政法人の労働関係に関する法律」に改める。

第二十八條 次に掲げる法律の規定中「特定独立行政法人等の労働関係に関する法律」を「特定独立行政法人の労働関係に関する法律」に改める。

第二十八條 次に掲げる法律の規定中「特定独立行政法人等の労働関係に関する法律」を「特定独立行政法人の労働関係に関する法律」に改める。

律第二十八号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「(事業を企業的に運営する特別会計を除く。以下同じ。)」を削る。

(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う国有の財産の管理に関する法律及び国有財産特別措置法の一部改正)

第二十七條 次に掲げる法律の規定中「国の企業若しくは」を削る。

一 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う国有の財産の管理に関する法律(昭和二十七年法律第百十号)第五
二 国有財産特別措置法(昭和二十七年法律第二百十九号)第九條第一項
(防衛省の職員の給与等に関する法律等の一部改正)

第二十八條 次に掲げる法律の規定中「特定独立行政法人等の労働関係に関する法律」を「特定独立行政法人の労働関係に関する法律」に改める。

一 防衛省の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)第二十八條の
二 第五項
二 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)第九十九條第五項
三 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)第二条第一項第一号の五
四 国家公務員の自己啓発等休業に関する法律(平成十九年法律第四十五号)第八條第二項

(国家公務員退職手当法の一部改正)

第二十九條 国家公務員退職手当法の一部を次のように改正する。

第五条の二第二項中「給与準則若しくは」を削る。

第七条第四項中「特定独立行政法人等の労働関係に関する法律」を「特定独立行政法人の労働関係に関する法律」に改める。

附則第二十四項中「給与準則若しくは」を削る。

(国家公務員退職手当法の一部改正に伴う経過措置)

第三十条 施行日前に旧給与特例法適用職員であつたことのある者であつて施行日以後に退職したものに対する前条の規定による改正後の国家公務員退職手当法第五条の二第一項及び附則第二十四項の規定の適用については、これらの規定に規定する法令には、旧給与特例法第四条の給与準則を含むものとする。

(国有資産等所在市町村交付金法の一部改正)

第三十一条 国有資産等所在市町村交付金法(昭和三十一年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三号中「第二条を」第二条第一項」に改める。

附則中第十三項を削り、第十四項を第十三項とし、第十五項から第十七項までを一項ずつ繰り上げる。

(国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法の一部改正)

第三十二条 国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法(昭和三十三年法律第一百五号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「若しくは事業又は企業」を「又は事業に改める。

(地すべり等防止法の一部改正)

第三十三条 地すべり等防止法(昭和三十三年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

附則第四条の二中「国有林野事業特別会計又は」を削り、「若しくは」を「又は」に改める。

(地方公務員等共済組合法及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律の一部改正)

第三十四条 次に掲げる法律の規定中「第六十一条第七項」を「第六十一条第六項」に改める。

一 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五十二号)第七十条の三第一項及び第百四十二条第二項の表第七十条の三第一項の項

二 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成十四年法律第四十八号)第五條第三項第二号

(行政機関の職員の定員に関する法律の一部改正)

第三十五条 行政機関の職員の定員に関する法律(昭和四十四年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項中第四号を削り、第五号を第四号とする。

第二条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(内閣府、各省等の定員)」を付する。

第三条を削る。

(自転車道の整備等に関する法律及び国有林野の活用に関する法律の一部改正)

第三十六条 次に掲げる法律の規定中「第二条」を「第一条第一項」に改める。

一 自転車道の整備等に関する法律(昭和四十五年法律第十六号)第六條第二項

二 国有林野の活用に関する法律(昭和四十六年法律第八号)第二条第一項

(職員団体等に対する法人格の付与に関する法律の一部改正)

第三十七条 職員団体等に対する法人格の付与に関する法律の一部を次のように改正する。

第二条第四項第二号中「非現業の一般職の国家公務員」を「一般職の国家公務員」に改める。

第八条第一項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第一号及び第二号中「非現業の一般職

の国家公務員」を「一般職の国家公務員」に改める。

第九条第一号、第五号及び第六号中「非現業の一般職の国家公務員」を「一般職の国家公務員」に改める。

(育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正)

第三十八条 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。

第六十一条第三項中「国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法(昭和二十九年法律第四百一十一号。以下この条において「給特法」という。)の適用を受ける国家公務員」を「独立行政法人通則法(平成十一年法律第三十三号)第二条第二項に規定する特定独立行政法人(以下この条において「特定独立行政法人」という。)の職員」に、「国家公務員」を「職員」に、「給特法第四条に規定する農林水産大臣又は政令の定めるところによりその委任を受けた者(以下「農林水産大臣等」という。))」を「当該職員の勤務する特定独立行政法人の長」に、「当該国家公務員」を「当該職員」に改め、同条第五項中「農林水産大臣等」を「特定独立行政法人の長」に、「国家公務員から」を「職員から」に、「公務の」を「業務の」に改め、同項ただし書中「国家公務員の」を「職員の」に改め、同条第六項を削り、同条第七項中「第三項から第五項まで」を「前三項」に、「給特法第四条に規定する農林水産大臣又は政令の定めるところによりその委任を受けた者(以下「農林水産大臣等」という。))」を「当該職員の勤務する特定独立行政法人の長」に、「第五項本文中「農林水産大臣等」」を「前項本文中「特定独立行政法人の長」に改め、「者と」の下に、「業務」とあるのは「公務」とを加え、「国家公務員」を「職員」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項中「給特法

の適用を受ける国家公務員を「特定独立行政法人の職員」に、「国家公務員」を「職員」に、「農林水産大臣等」を「当該職員の勤務する特定独立行政法人の長」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項中「国家公務員」を「職員」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十項中「農林水産大臣等は、第八項を「特定独立行政法人の長は、第七項」に、「国家公務員」を「職員」に、「公務の」を「業務の」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十一項を削り、同条第十二項中「第八項から第十項まで」を「前三項」に、「第八項中「給特法の適用を受ける国家公務員」を「第七項中「特定独立行政法人の職員」に、「国家公務員」を「職員」に、「農林水産大臣等」を「当該職員の勤務する特定独立行政法人の長」に、「第十項中「農林水産大臣等」を「前項中「特定独立行政法人の長」に改め、「規定する職員」と」の下に、「業務」とあるのは「公務」とを加え、同項を同条第十三項とし、同条第十四項を削り、同条第十五項中「農林水産大臣等は、第十三項を「特定独立行政法人の長は、第十一項」に、「国家公務員」を「職員」に、「公務の」を「業務の」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十六項を削り、同条第十七項中「第十三項から第十五項まで」を「前三項」に、「第十三項中「給特法の適用を受ける国家公務員」を「第十一項中「特定独立行政法人の職員」に、「国家公務員」を「職員」に、「農林水産大臣等」を「当該職員の勤務する特定独立行政法人の長」に、「第十五項中「農林水産大臣等」を「前項中「特定独立行政法人の長」に改め、「規定する職員」と」の下に、「業務」とあるのは「公務」とを加え、同項を同条第

じ。」を加え、同項を同条第十七項とし、同条第二十四項中「第十七条第一項」を「第十七条第一項の」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第二十五項を第十九項とし、第二十六項を削り、第二十項とし、第二十七項及び第二十八項を削り、同条第二十九項中「深夜」の下に「（同項に規定する深夜をいう。第二十三項において同じ。）」を加え、同項を同条第二十一項とし、同条中第三十項を第二十二項とし、第三十一項を第二十三項とし、第三十二項を第二十四項とする。

(一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の一部改正)

第三十九条 一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一項第三号中「国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員^{（一）}の給与等に関する特例法（昭和二十九年法律第百四十一号）の適用を受ける職員^{（二）}」を削り、「給与特例法適用職員等」を「特定独立行政法人職員等」に改める。

(一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第四十條 平成二十四年一月一日から施行日の前日までの間において旧給与特例法適用職員であつたことのある者であつて平成二十五年中に前条の規定による改正後の一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律第十七条第一項の規定の適用を受ける職員となつたものに関する同年における同項の規定の適用については、その者は、旧給与特例法適用職員であつた間は、同項第三号に規定する特定独立行政法人職員等であつたものとみなす。

(林業労働力の確保の促進に関する法律及び木材の安定供給の確保に関する特別措置法の一部改正)

第四十一条 次に掲げる法律の規定中「特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)第五百五十八条第二項」を「国有林野の管理経営に関する法律(昭和二十六年法律第二百四十六号)第二条第二項に規定する」に改める。

林業労働力の確保の促進に関する法律（平成八年法律第四十五号）第九条

二 木材の安定供給の確保に関する特別措置法
(平成八年法律第四十七号)第十三条

(行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の一部改正)

第四十二條 次に掲げる法律の規定中「国若しくは地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等」を「独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業」に改める。

一 行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）第五条第六号

二 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第百四十号)第五条
第四号ト

三 行政機関の保有する個人情報報告の保護に関する法律(平成十五年法律第五十八号)第十四条第七号ホ

四 独立行政法人等の保有する個人情報等の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）第十四条第五号ト

(国家公務員倫理法の一部改正)
第四十三条 国家公務員倫理法(平成十一年法律

第百二十九号)の一部を次のように改正する。
 第二条第二項中第三号を削り、第二号を第三号とし、第一号の二を第二号とする。

第四十一条の見出しを「特定独立行政法人の職員に関する特例」に改め、同条第一項中「国

有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員との給与等に関する特例法の適用を受ける職員及び」を削り、同条第二項中「特定独立行政法人等の労働関係に関する法律」を「特定独立行政法人の労働関係に関する法律」に、「第二条第四号」を「第二条第二号」に改める。

（国家公務員倫理法の一部改正に伴う経過措置）
第四十四条 前条の規定による改正前の国家公務員

あつた者に対する前条の規定による改正後の国家公務員倫理法（以下この条において「新国家公務員倫理法」という。）第六条の規定の適用については、同号に掲げる職員であつたことを新国家公務員倫理法第二条第二項に規定する本省課長補佐級以上の職員であつたこととみなす。

(個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律の一部改正)

第四十五条 個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律(平成十三年法律第百十二号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「特定独立行政法人等の労働
関係に関する法律」を「特定独立行政法人の労働
関係に関する法律」に改める。

第二十二条ただし書中「特定独立行政法人等の労働関係に関する法律第二条第四号」を「特定独立行政法人の労働関係に関する法律第二条第二号」に改める。

(社会資本整備重点計画の一部改正)

第四十六条 社会資本整備重点計画法（平成十五年法律第二十号）の一部を次のように改正する。

第四條第六項中「特別會計に關する法律（平成十九年法律第二十三号）第五百五十八條第四項」を「森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第十條の十五第四項第四号」に、「森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）」を「同法」に改める。

(法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律の一部改正)

第四十七条 法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成十五年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「特定独立行政法人等の労働関係に関する法律(昭和二十三年法律第二百五十七号)第二条第三号に規定する特定独立行政法人等」を「独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第二条第二項に規定する特定独立行政法人」に改める。

（判事補及び検事の弁護士職務経歴に関する法律の一部改正）

第四十八条 判事補及び検事の弁護士職務経歴に関する法律(平成十六年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「給与特例法適用職員等」を「特定独立行政法人職員等」に改める。

（郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第四十九条 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第百二号）の一部を次のように改正する。

附則第一百七條第五項中「第二十三條の規定による改正後の特定独立行政法人等の労働関係に

関する法律」を「特定独立行政法人の労働関係に
関する法律」に、「新特労法」を「特労法」に、「第
二条第四号」を「第二条第二号」に、「新法第四十
一条第二項」を「国家公務員倫理法第四十一条第
二項」に改める。

(国家公務員退職手当法の一部を改正する法律の一部改正)

第五十条 国家公務員退職手当法の一部を改正する法律(平成十七年法律第百十五号)の一部を次のように改正する。

附則第二條中「国有林野事業を行う国の経営

する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法」を「国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律(平成二十四年法律第 号)第五条第一号の規定による廃止前の国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法」に改める。

(国家公務員の留学費用の償還に関する法律の一部改正)

第五十一条 国家公務員の留学費用の償還に関する法律の一部を次のように改正する。

第三条第三項第三号中「特定独立行政法人等の労働関係に関する法律」を「特定独立行政法人の労働関係に関する法律」に改める。

第六条中「から」を「及び第九条から」に改め、「及び第八条」を削る。

第八条を次のように改める。

第八条 削除

第十条の表第三条第三項第三号の項中「特定独立行政法人等の労働関係に関する法律」を「特定独立行政法人の労働関係に関する法律」に改め、同表第六条の項中「から」を「及び第九条から」に改め、「及び第八条」を削る。

第十一条の表第六条の項中「から」を「及び第九条から」に改め、「及び第八条」を削る。

(道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律の一部改正)

第五十二条 道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律(平成十八年法律第百十六号)の一部を次のように改正する。

第七条第二項第四号イ中「火山麓」を「火山麓」に改め、同号ロ中「第二条」を「第一条第一項」に改める。

(国家公務員法等の一部を改正する法律の一部改正)

第五十三条 国家公務員法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第百八号)の一部を次のよう

に改正する。

附則第八条第六項を削る。

附則第十一条中「(第六項を除く)」を削る。

附則第十五条中「及び附則第八条第六項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における第三号施行日以後にした行為」を削る。

(国家公務員法等の一部を改正する法律の一部改正)

第五十四条 国家公務員法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第五条(見出しを含む)中「特定独立行政法人等の労働関係に関する法律」を「特定独立行政法人の労働関係に関する法律」に改め、同条のうち、特定独立行政法人等の労働関係に関する法律第二十五条の改正規定中「特定独立行政法人等担当公益委員」を「特定独立行政法人担当公益委員」に改め、「又は国有林野事業を行う国の経営する企業」を削り、「特定独立行政法人等担当使用者委員」を「特定独立行政法人担当使用者委員」に改め、「又は国有林野事業職員」を削り、「特定独立行政法人等担当労働者委員」を「特定独立行政法人担当労働者委員」に改め、同法第二十六条第二項の改正規定中「特定独立行政法人等担当公益委員、特定独立行政法人等担当使用者委員若しくは特定独立行政法人等担当労働者委員」を「特定独立行政法人担当使用者委員若しくは特定独立行政法人担当労働者委員」に改め、同法第二十九條第二項の改正規定中「特定独立行政法人等担当公益委員」を「特定独立行政法人担当公益委員」に、「特定独立行政法人等担当使用者委員」を「特定独立行政法人担当使用者委員」に、「特定独立行政法人等担当労働者委員」を「特定独立行政法人担当労働者委員」に改め、同法第三十四条第二項の改正規定中「特定独立行政法

人等担当公益委員」を「特定独立行政法人担当公益委員」に改める。

第六条のうち、労働組合法第十九条の第三項の改正規定中「使用者委員のうち四人については」を「使用者委員のうち四人については」、「最高裁判所」を「最高裁判所又は」に、「第十九条の四第二項第二号」を「次条第二項第二号」に改め、「(という)又は」というを削る。若しくははを削り、同法第十九条の四第二項の改正規定中「第三号を第五号とし」を削る。

第十八条のうち職員団体等に対する法人格の付与に関する法律第九条第一号及び第五号の改正規定中「非現業の一般職の国家公務員」を「一般職の国家公務員」に改める。

第二十四条のうち国家公務員倫理法第四十一条第二項の改正規定中「特定独立行政法人等の労働関係に関する法律」を「特定独立行政法人の労働関係に関する法律」に、「第二条第四号」を「第二条第二号」に、「第三十八条第一項第一号」を「第二十七條第一項第一号」に改める。

第二十八条中国国家公務員の留学費用の償還に関する法律第八条の改正規定を削る。

附則第一条第一号中「特定独立行政法人等の労働関係に関する法律」を「特定独立行政法人の労働関係に関する法律」に改める。

附則第十三条を次のように改める。

第十三条 削除

附則第十四条(見出しを含む)中「特定独立行政法人等の労働関係に関する法律」を「特定独立行政法人の労働関係に関する法律」に改める。

附則第十五条第一項中「特定独立行政法人等の労働関係に関する法律第二条第四号」を「特定独立行政法人の労働関係に関する法律第二条第二号」に改め、「若しくは国有林野事業(同条第二号に規定する国有林野事業をいう)を行う国の経営する企業(同条第四号に規定する職員)」を削る。

(国家公務員の労働関係に関する法律の一部改正)

第五十五条 国家公務員の労働関係に関する法律の一部を次のように改正する。

第二条第一号ハ中「特定独立行政法人等の労働関係に関する法律」を「特定独立行政法人の労働関係に関する法律」に、「第二条第四号」を「第二条第二号」に改める。

第七条第三項中「特定独立行政法人等の労働関係に関する法律」を「特定独立行政法人の労働関係に関する法律」に改める。

第二十条第三項中「特定独立行政法人」を「又は特定独立行政法人」に改め、「又は国有林野事業(特定独立行政法人等の労働関係に関する法律第二条第二号に規定する国有林野事業をいう。以下この項において同じ)を行う国の経営する企業」を削り、「特定独立行政法人等の労働関係に関する法律第二条第四号」を「特定独立行政法人の労働関係に関する法律第二条第二号」に改め、「若しくは国有林野事業を行う国の経営する企業(同号に規定する職員)」を削る。

(調整規定)

第五十六条 国家公務員の労働関係に関する法律の施行の日が施行日から起算して六十日を経過する日以前である場合には、附則第六条第二項中「第四号」とあるのは「第五号」と、同項第一号中「国家公務員法第百八条の三第一項の規定により登録」とあるのは「国家公務員の労働関係に関する法律第五条第一項の規定により登録」と、「人事院」とあるのは「中央労働委員会」と、同項第二号中「国家公務員法第百八条の三第一項の規定により登録」とあるのは「国家公務員の労働関係に関する法律第五条第一項の規定により登録」と、「人事院」とあるのは「中央労働委員会」と、「登録又は認証」とあるのは「これらの認証」と、同条第三項中「国家公務員法第百八条の二第三項ただし書」とあるのは「国家公務員の労働関係に関する法律第四条第一項ただし書」

平成二十四年四月十六日 参議院会議録第十二号

国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律
案 投票者氏名

一六

と、同条第四項中「国家公務員法第百八条の三
第五項の規定による登録する旨の通知を受け
た」とあるのは「国家公務員の労働関係に関する
法律第五十六条の規定による認証したときの
告示があった」と、「人事院」とあるのは「中央労
働委員会」とする。

(国家公務員法等の一部を改正する法律等の施
行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部
改正)

第五十七条 国家公務員法等の一部を改正する法
律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法
律の一部を次のように改正する。

第三条のうち、労働関係調整法第八条の二第
四項の改正規定中「特定独立行政法人等の労働
関係に関する法律」を「特定独立行政法人の労働
関係に関する法律」に、「特定独立行政法人等担
当使用者委員」を「特定独立行政法人担当使用者
委員」に、「特定独立行政法人等担当労働者委員」
を「特定独立行政法人担当労働者委員」に改
め、同法第八条の三の改正規定中「特定独立行
政法人等担当使用者委員」を「特定独立行政法人
担当使用者委員」に、「特定独立行政法人等担当
労働者委員」を「特定独立行政法人担当労働者委
員」に改める。

第三十一条を次のように改める。

第三十一条 削除

第五十条のうち育児休業、介護休業等育児又
は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第
六十一条の改正規定中「から第八項まで、第十
一項から第十三項まで及び第十六項から第十九
項まで」を、「第七項、第十項、第十一項、第十
四項及び第十五項」に改める。

第七十条のうち郵政民営化法等の施行に伴う
関係法律の整備等に関する法律附則第七十七条第
五項の改正規定中「第二十三条の規定による改
正後の特定独立行政法人等の労働関係に関する
法律」を「特定独立行政法人の労働関係に関する
法律」に、「新特労法」を「特労法」に、「第二

四号」を「第二条第二号」に、「新法第四十一条第
二項」を「国家公務員倫理法第四十一条第二項」
に改める。

(調整規定)

第五十八条 施行日が国家公務員法等の一部を改
正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に
関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施
行の日前である場合には、同法第五十九条のう
ち厚生労働省設置法(平成十一年法律第九十七
号)第二十五条第二項の改正規定中「特定独立行
政法人等の労働関係に関する法律」とあるのは、
「特定独立行政法人の労働関係に関する法律」と
する。

(地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法
の一部を改正する法律の一部改正)

第五十九条 地方税法及び国有資産等所在市町村
交付金法の一部を改正する法律(平成二十四年
法律第 号)の一部を次のように改正す
る。

附則第十七条第一項中「(同項において「新交
付金法」という。))」を削り、同条第二項中「新交
付金法附則第十五項」を「国有資産等所在市町村
交付金法附則第十四項」に改める。

(厚生労働省設置法の一部改正)

第六十条 厚生労働省設置法の一部を次のよう
に改正する。

第二十五条第二項中「特定独立行政法人等の
労働関係に関する法律」を「特定独立行政法人の
労働関係に関する法律」に改める。

(農林水産省設置法の一部改正)

第六十一条 農林水産省設置法(平成十一年法律
第九十八号)の一部を次のように改正する。

第三十三条第二項第一号中「こと」の下に「(国
有林野と一体として民有林野の整備及び保全を
行うことを含む。)」を加える。

投票者氏名

北朝鮮による弾道ミサイル発射に抗議する決議案
(鶴保庸介君外九名賛成)

賛成者氏名

二一九名

足立 信也君	相原久美子君	西村まさみ君
有田 芳生君	池口 修次君	羽田雄一郎君
石井 一 君	石橋 通宏君	林 久美子君
一川 保夫君	岩本 司君	平野 達男君
植松恵美子君	梅村 聡君	福田 哲郎君
江崎 孝君	江田 五月君	藤田 幸久君
小川 勝也君	小川 敏夫君	藤本 祐司君
尾立 源幸君	大河原雅子君	藤原 良信君
大久保 勉君	大久保潔重君	前田 武志君
大塚 耕平君	大野 元裕君	松井 孝治君
岡崎トミ子君	加賀谷 健君	松野 信夫君
加藤 敏幸君	風間 直樹君	水岡 俊一君
金子 恵美君	金子 洋一君	森 ゆうこ君
神本美恵子君	川合 孝典君	柳澤 光美君
川上 義博君	川崎 稔君	山根 隆治君
北澤 俊美君	郡司 彰君	山長 晴信君
小西 洋之君	小林 正夫君	愛知 治郎君
小見山幸治君	行田 邦子君	赤石 清美君
奥石 東君	今野 東君	磯崎 仁彦君
佐藤 公治君	斎藤 嘉隆君	岩井 茂樹君
櫻井 充君	芝 博一君	宇都 隆史君
主濱 了君	榛葉賀津也君	大家 敏志君
鈴木 寛君	田城 郁君	岡田 直樹君
田中 直紀君	武内 則男君	加治屋義人君
谷 博之君	谷 亮子君	金子原二郎君
谷岡 郁子君	玉置 一弥君	岸 宏一君
ツルギ マチ子君	津田弥太郎君	北川イッセイ君
辻 泰弘君	外山 斎君	小泉 昭男君
徳永 エリ君	徳永 久志君	佐藤 正久君
森木 利治君	友近 聡朗君	山東 昭子君
那谷屋正義君	直嶋 正行君	鈴木 政二君
中谷 智司君	中村 哲治君	関口 昌一君
長浜 博行君	難波 樊二君	谷川 秀善君
		鶴保 庸介君
		中曾根弘文君
		中川 雅治君
		中西 祐介君
		はた ともこ君
		白 眞勲君
		姫井由美子君
		平山 幸司君
		広野ただし君
		藤末 健三君
		藤谷 光信君
		藤原 正司君
		舟山 康江君
		牧山ひろえ君
		松浦 大悟君
		水戸 将史君
		室井 邦彦君
		安井美沙子君
		柳田 稔君
		吉川 沙織君
		蓮 舫君
		青木 一彦君
		石井 準一君
		石井みどり君
		猪口 邦子君
		岩城 光英君
		上野 通子君
		大江 康弘君
		岡田 広君
		片山さつき君
		川口 順子君
		岸 信夫君
		熊谷 大君
		佐藤 信秋君
		佐藤ゆかり君
		末松 信介君
		世耕 弘成君
		高階恵美子君
		塚田 一郎君
		中川 雅治君
		中西 祐介君

中原 八一君	中村 博彦君	尾辻 秀久君	龜井亜紀子君	轟木 利治君	友近 聡朗君	塚田 一郎君	鶴保 庸介君
中山 恭子君	二之湯 智君	長谷川大紋君		那谷屋正義君	直嶋 正行君	中川 雅治君	中曽根弘文君
西田 昌司君	野上浩太郎君			中谷 智司君	中村 哲治君	中西 祐介君	中原 八一君
長谷川 岳君	林 芳正君			長浜 博行君	難波 奨二君	中村 博彦君	中山 恭子君
福岡 資麿君	藤井 孝男君	反対者氏名	○名	西村まさみ君	はたともこ君	二之湯 智君	西田 昌司君
藤井 基之君	藤川 政人君	日程第一 国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律案(内閣提出)		羽田雄一郎君	白 眞勲君	野上浩太郎君	長谷川 岳君
古川 俊治君	牧野たかお君	賛成者氏名	二一七名	林 久美子君	姫井由美子君	藤井 孝男君	福岡 資麿君
松下 新平君	松村 祥史君	足立 信也君	相原久美子君	平野 達男君	平山 幸司君	藤川 政人君	古川 俊治君
松村 龍二君	松山 政司君	有田 芳生君	池口 修次君	広田 一君	広野ただし君	藤末 健三君	松下 新平君
丸川 珠代君	三原じゅん子君	石井 一君	石橋 通宏君	福山 哲郎君	藤谷 健三君	藤谷 光信君	丸川 珠代君
水落 敏栄君	溝手 顕正君	一川 保夫君	岩本 司君	藤本 祐司君	藤原 正司君	舟山 康江君	水落 敏栄君
宮沢 洋一君	森 まさこ君	植松恵美子君	梅村 聡君	藤原 良信君	松浦 大悟君	牧山ひろえ君	宮沢 洋一君
山崎 力君	山崎 正昭君	小川 孝君	江田 五月君	前田 武志君	松井 孝治君	松野 信夫君	山崎 力君
山田 俊男君	山谷えり子君	江崎 孝君	小川 敏夫君	松井 孝治君	水岡 俊一君	森 ゆうこ君	山田 俊男君
山本 一太君	山本 順三君	尾立 源幸君	大河原雅子君	松野 信夫君	柳澤 隆治君	米長 晴信君	山本 一太君
吉田 博美君	義家 弘介君	大久保 勉君	大久保潔重君	柳澤 隆治君	山根 隆治君	山根 隆治君	吉田 博美君
若林 健太君	脇 雅史君	大塚 耕平君	加賀谷 健君	柳澤 隆治君	山根 隆治君	山根 隆治君	若林 健太君
渡辺 猛之君	秋野 公造君	岡崎トミ子君	風間 直樹君	柳澤 隆治君	山根 隆治君	山根 隆治君	渡辺 猛之君
荒木 清寛君	魚住裕一郎君	加藤 敏幸君	金子 洋一君	柳澤 隆治君	山根 隆治君	山根 隆治君	荒木 清寛君
加藤 修一君	草川 昭三君	金子 恵美君	金子 洋一君	柳澤 隆治君	山根 隆治君	山根 隆治君	加藤 修一君
木庭健太郎君	竹谷とし子君	神本美恵子君	川合 孝典君	柳澤 隆治君	山根 隆治君	山根 隆治君	木庭健太郎君
谷合 正明君	長沢 広明君	川上 義博君	川崎 稔君	柳澤 隆治君	山根 隆治君	山根 隆治君	谷合 正明君
西田 実仁君	浜田 昌良君	北澤 俊美君	郡司 彰君	柳澤 隆治君	山根 隆治君	山根 隆治君	西田 実仁君
松 あきら君	山口那津男君	小西 洋之君	小林 正夫君	柳澤 隆治君	山根 隆治君	山根 隆治君	松 あきら君
山本 博司君	横山 信一君	小見山幸治君	行田 邦子君	柳澤 隆治君	山根 隆治君	山根 隆治君	山本 博司君
渡辺 孝男君	上野ひろし君	小見山幸治君	今野 東君	柳澤 隆治君	山根 隆治君	山根 隆治君	渡辺 孝男君
小野 次郎君	川田 龍平君	奥石 東君	斎藤 嘉隆君	柳澤 隆治君	山根 隆治君	山根 隆治君	小野 次郎君
桜内 文城君	柴田 巧君	佐藤 公治君	芝 博一君	柳澤 隆治君	山根 隆治君	山根 隆治君	桜内 文城君
寺田 典城君	中西 健治君	櫻井 充君	榛葉賀津也君	柳澤 隆治君	山根 隆治君	山根 隆治君	寺田 典城君
松田 公太君	水野 賢一君	主濱 了君	田城 郁君	柳澤 隆治君	山根 隆治君	山根 隆治君	松田 公太君
井上 哲士君	市田 忠義君	鈴木 寛君	武内 則男君	柳澤 隆治君	山根 隆治君	山根 隆治君	井上 哲士君
紙 智子君	田村 智子君	谷 博之君	谷 亮子君	柳澤 隆治君	山根 隆治君	山根 隆治君	紙 智子君
大門実紀史君	山下 芳生君	谷 博之君	玉置 一弥君	柳澤 隆治君	山根 隆治君	山根 隆治君	大門実紀史君
福島みずほ君	又市 征治君	谷 博之君	津田弥太郎君	柳澤 隆治君	山根 隆治君	山根 隆治君	福島みずほ君
吉田 忠智君	自見庄三郎君	谷 博之君	外山 斎君	柳澤 隆治君	山根 隆治君	山根 隆治君	吉田 忠智君
浜田 和幸君	荒井 広幸君	谷 博之君	徳水 久志君	柳澤 隆治君	山根 隆治君	山根 隆治君	浜田 和幸君
舩添 要一君	平山 誠君	谷 博之君	徳水 久志君	柳澤 隆治君	山根 隆治君	山根 隆治君	舩添 要一君
横峯 良郎君	糸数 慶子君	谷 博之君	徳水 久志君	柳澤 隆治君	山根 隆治君	山根 隆治君	横峯 良郎君

浜田 和幸君 荒井 広幸君
舩添 要一君 平山 誠君
横峯 良郎君 糸数 慶子君
尾辻 秀久君 亀井亜紀子君
長谷川大紋君

反対者氏名 ○名

緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステムの有効な活用に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。
平成二十四年四月二日 福島みずほ

参議院議長 平田 健二殿

緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステムの有効な活用に関する質問主意書
文部科学省が所管する緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム(以下「SPEEDI」という。)は、原発事故が発生した場合の放射性物質の飛散状況をいち早く地域住民に知らせることで、放射能による被ばくを最小限に抑えることが可能となる。また、これにより地元の関係自治体は原子力防災計画を事前かつ適切に策定することができ、地域住民に対して日頃から避難準備の心構えを促すことも可能となる。

こうした観点から、現在のSPEEDIを有効かつ迅速に活用すべきと考え、以下質問する。
一 二〇一一年三月におけるSPEEDIの試算結果の公開の遅滞について
二 一 二〇一一年三月二十二日の参議院予算委員会において、私がSPEEDIの三月十一日以降の試算結果の公開を求めたことにより、三月二十三日によくその一部が公開された。三月十五日に文部科学省では政務三役会議が開催されたと承知しているが、同会議に

においてSPEEDIの試算結果の公開の決定に踏み切らなかった理由は何か。また、どのような政府内の意思決定プロセスに基づき、試算結果を三月二十三日に公開することになったのか、政府内の決定権者・機関を含めて具体的に説明されたい。さらに、三月十一日以降、試算結果が迅速に公開されなかったが、この非公開の決定は誰が行ったのか。加えて、三月二十三日の公開の決定は誰が行ったのか、具体的に明らかにされたい。

2 SPEEDIの試算結果の公開は迅速に行われない結果となったが、三月十一日の東京電力福島原発事故発生後から三月二十三日までの間、文部科学省の担当者は、同省の政務三役に対して、試算結果の公開・非公開について、どのような説明を行ったのか明らかにされたい。また、政務三役に対して説明した担当者は誰か。

3 原子力安全・保安院は、SPEEDIの試算結果を積極的に公開すべきとの方針だったのか、それとも、公開について消極的だったのか。当時の原子力安全・保安院の方針を明らかにされたい。

4 文部科学省は、三月十一日の東京電力福島原発事故発生後、SPEEDIの試算結果が三月二十三日まで公開されなかったことに対して、迅速に公開されなかったという認識はあるのか。また、放射性物質の飛散による被害が拡大した結果、被ばくした地域住民が増大したという認識はあるのか。さらに、試算結果を迅速に公開すべきであったという考えはあるか。

二 SPEEDIの過酷事故対応を想定した試算について
一 セシウムやヨウ素の放出率(Bq/h)について、原子力防災計画においては十の十一乗の前提で試算されているが、東京電力福島原発事故の放出率である十の十六ないし十九乗

の前提に基づく試算は全国の新設施設ごとに行われていない。これだけの過酷な原発事故が発生したのであるから、今後の原子力防災計画をより適切なものとするために、積極的に各自治体や地域住民に情報を提供すべきと考え、なぜこうした情報を提供しないのか。私は、文部科学省から、東京電力福島原発事故の発生前に原子力防災計画用で作成された全国の各原発施設周辺におけるSPEEDIによる放射性物質の拡散状況の試算を提供してもらったが、当該試算と同じ風向きを条件にした上で過酷事故レベルの放出率である十の十六ないし十九乗の前提に基づく試算を行うべきと考え、政府の見解を示されたい。

2 本年三月十四日の参議院予算委員会において、私の質問に対して平野文部科学大臣は、地元自治体の要請に基づきSPEEDIの試算を行う旨の答弁を行ったが、なぜ地元自治体の要請がなければ、過酷事故レベルの前提での試算ができないのか。そのような対応を取り決めている法的根拠・内規があれば明示されたい。もし、法的根拠・内規がないのであれば、誰が判断した結果であるかを明示されたい。

3 私は、文部科学省の担当部署に対して、過酷事故レベルの試算を行うよう要請したが、国会議員の要請では対応できないとの回答があった。なぜ、国会議員の要請では試算ができないのか、その理由及び法的根拠を明示されたい。

4 本年三月十四日の参議院予算委員会において、原発の再稼働における地元の了承に関する私の質問に対して、枝野経済産業大臣は、「地元の範囲について「地元の御理解」ということについて何をもって理解とするのか、それからどの範囲をもって地元とするのか、これ機械的にできる問題ではない」と思っており

ます」との答弁を行った。それでは、地元自治体の要請に基づきSPEEDIの試算を行うとした前記2の平野文部科学大臣の答弁にある「地元自治体」とはどのように定義されるのか、明示されたい。

5 滋賀県がSPEEDIの試算の要請を文部科学省に対して行ったとのことであるが、それは事実か。事実であれば、いつ要請を受け、どのような前提に基づく試算なのかを明示されたい。また、試算結果を滋賀県に提示したのはいつか。さらに、滋賀県に試算結果を提示する前に、本件について福井県に相談したとのことであるが、それは事実か。事実であれば、福井県に相談する理由を明示されたい。
右質問する。

平成二十四年四月十日

内閣総理大臣 野田 佳彦

参議院議長 平田 健二殿

参議院議員福島みずほ君提出緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステムの有効な活用に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員福島みずほ君提出緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステムの有効な活用に関する質問に対する答弁書
一 一について
平成二十三年三月十五日に開催された文部科学省の政務三役が出席した省内打合せにおいて、東京電力株式会社(以下「東電」)の福島第一原子力発電所(以下「本件発電所」という。)の事故(以下「本件事故」という。)に係る緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム(以下「SPEEDI」という。)については、文部科学省の調査によればその試算結果の公開の要否についての具体的な決定はされなかったところであるが、東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委

員会及び関係機関等において、引き続き調査・検証が進められるものと認識している。

また、内閣府原子力安全委員会(以下「原子力安全委員会」という。)においては、周辺環境における放射性物質の大気中濃度の測定結果等から推定される本件発電所からの放射性物質の放出量等に基づき、SPEEDIを用いて周辺環境における積算線量の試算を平成二十三年三月十六日から行い、その結果を取りまとめた同月二十三日に、枝野内閣官房長官(当時)等に説明したところ、枝野内閣官房長官(当時)から、原子力安全委員会がこれを公開するように指示を受け、同日、公開している。それまでの間は、SPEEDIによる試算を財団法人原子力安全技術センターに依頼し、その結果を受け取った原子力安全委員会、文部科学省及び経済産業省原子力安全・保安院(以下「原子力安全・保安院」という。)は、これらの試算結果を公開していなかった。

一の2について

平成二十三年三月十一日から同月二十三日までの間、文部科学省の政務三役に対して本件事故に係るSPEEDIの試算結果に関する説明を行ったのは、同月十五日及び十六日に開催された同省の政務三役が出席した省内打合せの場であり、その中で同省原子力災害対策支援本部の担当者からこの試算結果について説明が行われたが、試算結果の公開・非公開に関する説明は行われなかった。

一の3について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、原子力安全・保安院が行った本件事故に係るSPEEDIの試算の結果は、事故時の放出源情報で得られなかったことから、一定の仮定を設けて試算を行ったものであり、実際の放出源情報による試算ではなかったことから、平成二十三年三月の段階では、単なる内部検討用資料として扱われたものである。

一の4について

「原子力安全に関するIAEA閣僚会議に対する日本国政府の報告書」東京電力福島原子力発電所の事故について(平成二十三年六月原子力災害対策本部決定)において「SPEEDIの計算結果については、現在は公開されているものの、当初段階から公表すべきであった。」との記載がされており、文部科学省としても、SPEEDIに関しては原子力災害対策マニュアル(平成二十二年八月二十九日原子力災害危機管理関係省庁会議決定)に基づいた対応を行ってきたところであるが、同記載内容と同じ認識である。また、「放射性物質の飛散による被害が拡大した結果、被ばくした地域住民が増大した」という認識に関するお尋ねについては、その趣旨が明らかではなく、お答えすることは困難である。いずれにしても、SPEEDIの試算結果の公開に係る対応については、今後、東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会において、更なる調査・検証が進められるものと認識している。

二の1から3までについて

御指摘の「原子力防災計画」が何を指すのか必ずしも明らかではないが、地域に係る防災の取組については、災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)に基づき、地方公共団体が自らの地域に係る地域防災計画を作成し、実施することとされている。地域防災計画において原子力災害に係る防災のための訓練等に関する計画を定め、又は実施するに当たり、どのような規模の事故を想定するかについては、まずは、当該地域に精通した各地方公共団体が、地域に固有の自然的・社会的な周辺状況等を勘案してその想定を行うことが適当であり、国があらかじめ一方的に前提条件を定めて事故の規模を想定するなどといったことは適切でないと考えており、文部科学省においては、このような考え方にに基づき、従前より、地方公共団体への

支援として、地方公共団体からの要望に応じ、SPEEDIの試算結果の提供を行ってきたものであり、今後とも、このような取扱いをすることが適当であると考えている。

なお、一般論としてお答えすれば、国会議員から国会における審議のために必要な資料の要求があった場合には、これに可能な限り協力すべきものであるが、提供しなければならぬとする法令の定めがあるわけではなく、相当の理由がある場合には、要求を受けた行政機関において判断の上、要求に応じないことも許されるものと考えている。

二の4について

御指摘の平成二十四年三月十四日の参議院予算委員会における平野文部科学大臣の答弁中の「地元自治体」とは、平成二十三年十一月十七日に原子力安全委員会が取りまとめた「原子力発電所に係る防災対策を重点的に充実すべき地域に関する考え方」において示されている緊急時防護措置を準備する区域を含む地方公共団体を念頭に置いたものである。

二の5について

文部科学省は、平成二十四年三月五日に、滋賀県からSPEEDIの試算結果の提供について要望を受けている。対象となる施設、放出の高さ及び試算対象日については、次のとおりである。

- ①関西電力株式会社美浜発電所二号炉 五十一メートル 平成二十二年二月一日、同年三月六日、同年十一月二十四日
- ②関西電力株式会社大飯発電所一号炉 五十五メートル 平成二十二年五月二十日、同年六月十六日、同年六月三十日
- ③関西電力株式会社高浜発電所四号炉 八十メートル 平成二十二年六月三十日
- ④日本原子力発電株式会社敦賀発電所二号炉 五十八メートル 平成二十二年二月一日

また、いずれの試算においても、放出量は九

時から十五時までにかけて毎時四千テラベクレル、対象核種はヨウ素一三一、放出開始時刻は九時、放出終了時刻は十五時、放出継続時間は六時間である。

当該試算については準備中であるため、結果はまだ滋賀県には提供していない。また、当該試算において対象となる原子力施設が立地している福井県には、滋賀県から前述の要望があった旨を連絡したところである。

秘密取扱者適格性確認制度に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十四年四月二日

福島みずほ

参議院議長 平田 健二殿

秘密取扱者適格性確認制度に関する質問主意書

政府は秘密保全法を制定するべく検討を進めており、その法案の検討段階での有識者会議で「秘密取扱者適格性確認制度」について議論が行われている。しかしながら、この制度に関する議論及び検討資料がすべて公開されておらず、これらは国民に広く開示されるべきと考える。そこでこの制度の現状等について、以下質問する。

一 この「秘密取扱者適格性確認制度」は、いつ創設されたものか。また、この制度の創設に係る背景を含めて、この制度の意義及び必要性について、政府の見解を示されたい。

二 米国に同様の制度として「セキュリティ・クリアランス」があり、機密のレベルに応じて四段階の対応レベルがあるとのことだが、日本の「秘密取扱者適格性確認制度」には、複数段階の取扱い区分があるのか。

三 秘密取扱者は、国の機関の場合、どのような役職の者が対象となりうるのか。また、自治体、民間団体、企業などに所属する者は対象となりうるのか。

四 平成二十三年四月八日に開催された「秘密保全のための法制の在り方に関する有識者会議(第三回)」の議事要旨について

1 「秘密取扱者適格性確認制度」を法制度上明らかに位置づけることが検討されているが、現時点でのこの制度の根拠法令は何か。また、現在、法制度上位置づけるための検討はなされているのか。

2 制度の透明性を高めるため調査項目を明らかにすることが適当という意見と、明らかにしないことが適当とする意見が議事要旨に記載されているが、その後どのような方針に決定されたのか。

3 秘密取扱者の適格性確認を行う場合、対象者本人の同意を得てから照会することを法令上規定するかについて議論されているが、現在対象者本人の同意を得ないで行っているのか。

4 自治体等に対し、この法制に基づく照会についての情報公開が請求された場合、「存否応答拒否」を行うかどうか議論がなされた旨が議事要旨に記載されているが、その後どのような方針が決定されたのか。

五 現在、秘密取扱者と認定された者は何人いるのか。また、その内訳について、国家公務員、地方公務員、民間団体職員及び企業社員別にそれぞれ的人数を明示されたい。

六 「秘密取扱者適格性確認制度」の対象となった者で、不適格者となった者はいくつか。不適格者となった者がいる場合、その人数を明らかにされたい。

七 特別管理秘密取扱者に対する研修制度に関して、その研修受講者の延べ人数を明らかにするとともに、研修科目や研修日程など、研修の内

容を具体的に明示されたい。
右質問する。

平成二十四年四月十日

内閣総理大臣 野田 佳彦
参議院議長 平田 健二殿

参議院議員福島みずほ君提出秘密取扱者適格性確認制度に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員福島みずほ君提出秘密取扱者適格性確認制度に関する質問に対する答弁書

一 について
御指摘の秘密取扱者適格性確認制度は、外国情報機関による我が国に対する情報収集活動が行われる中で、我が国の重要な情報を保護するため更なる対策の強化が必要であることから、特別に秘匿すべき情報(以下「特別管理秘密」という。)について厳格な管理を行うため、「カウ

ンターインテリジェンス機能の強化に関する基本方針(平成十九年八月九日カウターインテリジェンス推進会議決定。以下「基本方針」という。)において定め、平成二十一年四月一日から実施しているものである。
同制度は、特別管理秘密を取り扱う者に関して基本方針が定める政府全体としての統一的な基準に従い、各行政機関において運用しているものであり、あらゆる情報活動の前提となる情報保全の徹底を図るという観点から、必要なものであると認識している。

二 について
職員に取り扱わせる特別管理秘密の内容に応じて、複数の区分した適格性の確認を行っている行政機関もある。

三 について
特別管理秘密を取り扱う者は、国の行政機関における事務遂行上の必要性に応じて当該行政機関の職員の中から選定されるものであり、必

ずしも役職により決まるものではない。また、地方自治体、民間団体、企業等に所属する者は、特別管理秘密を取り扱うことについての適格性の確認の対象とはしていない。

四の1 について
秘密取扱者適格性確認制度については、これを定めた法令はなく、基本方針に基づき、各行政機関において職員の任用に関して任命権者の権限の範囲内で運用しているものである。
秘密保全のための法制の在り方に関する有識者会議が平成二十三年八月八日に取りまとめた「秘密保全のための法制の在り方について(報告書)」(以下「報告書」という。)においては、秘密情報を取り扱う者がその適性を有するかどうかを判断する適性評価制度の法制化について提言されており、政府としては、報告書を十分に尊重の上、秘密保全に関する法制の整備のための法案(以下「法案」という。)について検討を行っている。

四の2 について
報告書においては、適性評価制度について、調査事項を公開すること及び評価基準を非公開とすることが提言されている。なお、四の1についてでお答えしたとおり、法案について現在検討中であることから、政府の方針を現時点でお答えすることは困難である。

四の3 について
適格性の確認は、各行政機関において、職員の任用に関して任命権者の権限の範囲内で実施しているものであり、必ずしも本人の同意を得て行っているものではない。

四の4 について
四の1 についてでお答えしたとおり、法案について現在検討中であることから、政府の方針を現時点でお答えすることは困難である。

五 について
特別管理秘密を取り扱う適格性を有し、特別

管理秘密を取り扱うことができることとされている国の行政機関の職員は、平成二十三年末時点で、五万三千六百六十二人となっている。

六 について

お尋ねの不適合と判断された者の人数については、秘密取扱者適格性確認制度の具体的な運用に関わることであり、政府の情報保全に支障を及ぼすおそれがあることから、お答えを差し控えたい。

七 について

特別管理秘密を取り扱う者に対して実施している研修の内容や日程については各行政機関によって異なるが、情報保全の重要性、特別管理秘密の取扱手続、事案対処要領等に関する研修を定期的に実施している。なお、当該研修を受講した者の正確な延べ人数については把握していない。

普天間飛行場の騒音に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十四年四月二日

糸数 慶子

参議院議長 平田 健二殿

普天間飛行場の騒音に関する質問主意書

報道等によると、沖縄県宜野湾市にある米軍普天間飛行場に隣接する宜野湾市立普天間第二小学校において、米軍機の離着陸時の教室内の騒音レベルが百デシベル以上に達することが琉球大学の調査で分かった。百デシベルの騒音レベルは、電車通過中の高架下ないし乗用車のすぐ前で聴くクラクションの音に匹敵する騒音とされ、極めて劣悪な教育環境にある。測定調査は、琉球大学工学部の渡嘉敷准教授(環境工学・騒音)が二月二十四日から、普天間第二小学校の屋上や教室内で続け

ているもので、米軍機が通過した三月二十日午後零時四十五分ごろ、防音効果の高い窓を開けた教室で六十六・九デシベルを記録したとされる。また、三月二十三日午後一時七分ごろ、窓を開けた教室で九十九・五デシベル、同十分ごろには百五・七デシベルをそれぞれ記録したとされる。子どもたちの学習に深刻な影響を及ぼすことから以下、質問する。

一 普天間第二小学校の教室内で記録した百五・七デシベルの騒音に対する政府の見解を示されたい。

二 文部科学省は「学校環境衛生管理マニュアル」において、教室内の騒音レベルは、窓を開めた状態で五十デシベル以下、窓を開けた場合は五十五デシベル以下が「望ましい」と定めているが、琉球大学の測定調査による騒音レベルの数値に対する見解を示されたい。

三 普天間第二小学校の児童においては、慢性的な騒音による難聴や騒音によるストレス等も懸念されることから、特別な騒音軽減措置及び健康診断の必要性があると考えるが、政府の見解を示されたい。

四 日米両政府は一九九六年、嘉手納飛行場と普天間飛行場における軍用機等の飛行規制などを盛り込んだ「航空機騒音規制措置」（以下「騒音防止協定」という。）を締結し、「できる限り学校、病院を含む人口密集地帯の上空を避けること」を申し合わせた。騒音防止協定は遵守されているのか、現状に対する評価及び今後の取組方針を含めた政府の見解を示されたい。

五 普天間飛行場周辺の宜野湾市と浦添市、北中城村の住民三千二百二十九人が本年三月三十日に那覇地方裁判所沖縄支部に提訴した（第二次普天間騒音訴訟）。本件について、政府は騒音防止に対する責任を有すると考えるが、政府の見解を示されたい。

平成二十四年四月十六日 参議院会議録第十二号

質問主意書及び答弁書

平成二十四年四月十日

内閣総理大臣 野田 佳彦

参議院議長 平田 健二殿

参議院議員糸数慶子君提出普天間飛行場の騒音に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員糸数慶子君提出普天間飛行場の騒音に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

御指摘の調査については、政府としてその詳細を承知しておらず、その内容についてコメントすることは差し控えたい。

御指摘の普天間第二小学校については、普天間飛行場を使用する航空機の離着陸等により生ずる音響が著しいものと認識しており、政府としては、その防音工事について、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和四十九年法律第百一十号）第三条第二項の規定に基づき、助成の措置を講じている。

また、政府としては、宜野湾市に対し、同法第八条の規定に基づき、航空機騒音に対する住民の健康上の不安等の緩和に資するための保健相談センターの整備に係る助成を行っているほか、同法第九条第二項の規定に基づき、医療に関する事業等の費用にも充てることができる特定防衛施設周辺整備調整交付金を交付するなどしている。

さらに、政府としては、累次の機会に、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（昭和三十五年条約第七号。以下「日米地位協定」という。）第二十五条一の規定に基づき設置された合同委員会（以下「日米合同委員会」という。）における平成八年三月二十八日の普天間飛行場における航空機騒音規制措置に関する合意に従い、航空機の運用による騒音の影響をできるだけ軽減するよう米政府に申入れを行って

きており、今後とも、普天間飛行場の周辺住民に与える影響を最小限にとどめるよう働きかけていく考えである。

四について

嘉手納飛行場及び普天間飛行場における米国軍隊の航空機の運用については、日米地位協定並びに日米合同委員会における平成八年三月二十八日の嘉手納飛行場及び普天間飛行場における航空機騒音規制措置に関する合意に従って行われていると認識している。

政府としては、引き続き米政府に対し、この騒音規制措置を遵守し、嘉手納飛行場及び普天間飛行場の周辺住民に与える影響を最小限にとどめるよう働きかけていく考えである。

五について

お尋ねのような訴訟が提起されていることは、報道等により承知しているが、現時点では、訴状が国に送達されておらず、お尋ねの「政府の見解」を述べることは差し控えたい。

皇室制度に関する有識者ヒアリングに関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十四年四月二日

参議院議長 平田 健二殿

山谷えり子

皇室制度に関する有識者ヒアリングに関する質問主意書

政府が本年二月よりスタートした「皇室制度に関する有識者ヒアリング」では、緊急性の高い皇室のご活動の維持と婚姻後の女性皇族の問題に絞りと、皇位継承問題とは切り離して検討を行っているが、世界に誇る我が国の皇室制度であるだけに、検討には時間をかけ、慎重に慎重を重ねて議論していかねばならない。よって、

以下質問する。

一 昨年十二月一日の野田首相の記者会見及び本年一月六日の藤村官房長官の記者会見では、「皇室活動の安定性」、「皇室のご活動の安定的な維持」が緊急性の高い課題であるとしている。では、この「皇室のご活動」とは、具体的にどのようなものを指すのか。その定義を示されたい。

二 前記一における「皇室のご活動」は、全て公的なご活動と理解してよいのか。「皇室のご活動」に私的なご活動も含まれる場合、「皇室のご活動」と「皇族の私的活動」とはどこが違うのか。また、両者を区別する基準を示されたい。

三 本年一月六日の記者会見において、藤村官房長官は緊急性の高い課題として「皇室のご活動」のほかに、「天皇皇后両陛下のご公務」の負担軽減を挙げている。では、「天皇皇后両陛下のご公務」とは何か、その定義を示されたい。

四 前記三における「天皇皇后両陛下のご公務」は「皇室のご活動」に含まれるか。ご公務に含まれないご活動がある場合、「皇室のご活動」には具体的にどのような活動が想定されるか。

五 前記三における「天皇皇后両陛下のご公務」のうち「天皇陛下のご公務」は、憲法に定められた天皇の「国事行為」を除き、「天皇の公的行為」と重なるのか。両者の関係について示されたい。

六 本年二月二十九日に行われた「有識者ヒアリング」では、園部内閣官房参事が「天皇陛下の御公務の継続をお助け頂くという体制」といいますか、（中略）御公務を分担して頂きたいという気持ちが高まっている」と述べている。これについて、「天皇陛下のご公務」は、天皇以外の皇族にも「分担」が可能なのか。可能とした場合、それはどの皇族にも可能か。あるいは、「ご公務」の内容により、「分担」できる皇族は限られるのか。

七 前記五における「天皇の公的行為」は天皇の「象徴としての地位」に由来するものと理解す

る。では、その地位にない皇族に、その行為の「分担」あるいは「代理」は可能か。また、可能とした場合、その「分担」あるいは「代理」は、どの皇族にも可能か。
右質問する。

平成二十四年四月十日

内閣総理大臣 野田 佳彦

参議院議長 平田 健二殿

参議院議員山谷えり子君提出皇室制度に関する有識者ヒアリングに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員山谷えり子君提出皇室制度に関する有識者ヒアリングに関する質問に対する答弁書

一から五までについて

天皇の行為については、憲法に定める国事行為、象徴としての地位に基づいて公的な立場で行われる公的行為及びその他の行為に分類され、皇族の行為については、皇族の身分をもって公的な立場で行われる公的行為及びその他の行為に分類され、と考えられる。御指摘の「皇室のご活動」という用語は、これらの全てを表すものとして、御指摘の「天皇皇后両陛下のご公務」という用語は、これらのうち、国事行為及び公的行為に限らず、広く公的色彩を帯びた行為を表すものとして、それぞれ用いたものである。

六及び七について

御指摘の「天皇陛下のご公務」のうち、国事行為については、摂政を置くべき場合を除き、国事行為の臨時代行に関する法律(昭和三十九年法律第八十三号)第二条の規定に基づいて委任を受けた皇族が臨時に代行することができる。国事行為以外の「公務」については、法令上明文の根拠はなく、それぞれの「公務」の趣旨、

性格等に照らして皇族がこれを行うことは可能であると考えられる。

社会保障・税一体改革における社会保障費の削減に対する取組に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十四年四月五日

中西 祐介

参議院議長 平田 健二殿

社会保障・税一体改革における社会保障費の削減に対する取組に関する質問主意書

政府は二月十七日に「社会保障・税一体改革大綱」を閣議決定し、三月三十日には同改革に係る関連法案の一部を国会に提出した。そこで、年金制度を始めとする同改革における社会保障費の削減に対する政府の取組について、以下、質問する。

一 財政の持続可能性の確保等の観点から、消費税増税等による歳入確保策を講じる際には、併せて高齢化の進展に伴う社会保障費の増加に対する削減努力をすべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

二 一九五九年十一月一日施行の「国民年金法」においては、「養老年金」は、一定の年齢に達した者の中で、一定の所得以下の者に限定して支給するものであった。

年金制度は、高齢世帯の生活の基礎を支えるための所得を保障する仕組みである。この観点に鑑みれば、高齢世帯の所得階層が幅広く分布する現状の下では、年金受給がなくなるとも生活に支障を来す可能性が小さい高所得世帯や一定額以上の資産保有世帯等については、社会保障費の削減に対する取組の中で、年金支給の縮小や廃止、あるいは、受給権返上による別の優遇制度の創設等の措置を講じるなど、年金制度を含む

めた社会保障制度全体の見直しも検討すべきと考える。

そこで、年金受給がなくなるとも生活に支障を来す可能性が小さい世帯を調査する手段の一つとして、年金受給者の年金受取口座の出入金等の動きを捕捉することが有効と考えるが、同口座のうち、一定期間(例えば三年以上など)出入金等の動きがない口座数を示されたい。また、その対象となる年金受給者の世代別の分布(例えば、受給開始年齢以上の五歳刻み)も併せて示されたい。もし、政府がこれらのデータを調査していない場合、国民に広く負担増を求める前提として、当該調査を早急に行うべきと考えるが、今後の政府の方針を具体的に示されたい。
右質問する。

平成二十四年四月十三日

内閣総理大臣 野田 佳彦

参議院議長 平田 健二殿

参議院議員中西祐介君提出社会保障・税一体改革における社会保障費の削減に対する取組に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員中西祐介君提出社会保障・税一体改革における社会保障費の削減に対する取組に関する質問に対する答弁書

一について

高齢化が進展し、社会保障費が増大していく中で、社会保障制度の持続可能性を確保し、併せて財政健全化を達成するためには、社会保障の充実とともに、重点化・効率化も重要な課題であると認識している。このため、「社会保障・税一体改革大綱(平成二十四年二月十七日閣議決定。以下「大綱」という。では、社会保障の充実と併せて、例えば、年金制度については、高所得者の年金給付の見直しや物価スライド特例分の解消を行うなど、社会保障の重点化・効率化にも取り組むこととしており、今国

会に所要の法律案を提出している。政府としては、引き続き、大綱に盛り込んだ具体的改革内容の実現を進めていきたい。

二について

政府としては、お尋ねの「一定期間(例えば三年以上など)出入金等の動きがない口座数」及び「その対象となる年金受給者の世代別の分布(例えば、受給開始年齢以上の五歳刻み)」については、把握していない。また、お尋ねの調査を行う予定はない。

助産所の開設問題に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十四年四月五日

丸川 珠代

参議院議長 平田 健二殿

助産所の開設問題に関する質問主意書

医療法第十九条は、助産所の開設者は、厚生労働省令で定めるところにより、嘱託する医師及び病院又は診療所を定めておかねばならない、としている。しかし、近年、出生数の減少により、地域の診療所あるいは病院の産科医が、助産所に対して競合関係を意識するがゆえに、助産所での分娩は安全性に疑問があると主張して、助産所の開設者からの嘱託依頼に応じず、開設がままならない事態が生じている。産科医不足が問題となる中で、安全なお産を請け負う助産所と、緊急時の対応に当たる病院・診療所との連携は不可欠であるが、医療法がその障害となっている現状について、以下、政府の認識を問う。
一 医療法第十九条の目的は何か。
二 医療法の規定に従えば、特に地域に産科医が少ない場合、嘱託を受けた医師の判断により、助産所の開設の可否が左右されてしまい、問題であると考えるが、政府の見解を問う。

三 政府は、助産所の開設を望む者が医師の囑託を得られない状況が発生する地域の特性等、実態の把握に努め、積極的に個別事案に関与し、開設を可能にする環境整備に努めるべきと考え、政府の見解を問う。

四 特に、高齢化の進んだ人口過疎地域や、産科診療所や病院が過密な都市部においては、助産所と病院・診療所が競合関係になりやすいことから、医師に対して助産所の開設者からの囑託への応諾義務を課すべきと考え、政府の見解を問う。

五 産科医不足の地域においては、助産所の設置を地域医療計画の中に位置づけ、計画的に整備することにより、地域住民の出産に対する不安を和らげるとともに、産科医の負担軽減を図ることが可能となると考えるが、政府の見解を問う。

六 産科医不足への対応に加え、より自然で人間らしい出産を望む国民に應えるため、助産所と病院・診療所の連携が必要と考えるが、政府の見解を問う。

右質問する。

平成二十四年四月十三日

内閣総理大臣 野田 佳彦

参議院議長 平田 健二殿

参議院議員丸川珠代君提出助産所の開設問題に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員丸川珠代君提出助産所の開設問題に関する質問に対する答弁書

一について

医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第十九条は、助産所での分娩の安全を確保するための規定である。

二について

厚生労働省としては、一部の助産所では囑託医師等の確保が困難な場合もあることから、

「分娩を取り扱う助産所の囑託医師及び囑託する病院又は診療所の確保について」平成十九年十二月五日付け医政発第一二〇五〇〇二号厚生労働省医政局長通知、「分娩を取り扱う助産所の囑託医師及び囑託する病院又は診療所の確保支援について」平成二十二年四月十九日付け医政看発〇四一九第一号厚生労働省医政局看護課長通知。以下「課長通知」という。等により、都道府県及び社団法人日本医師会等の関係団体に対して、地域の医療機関、医師会等の関係団体への協力要請等も含め、助産所による囑託医師等の確保への支援を重ねて要請するとともに、課長通知により、都道府県に対して、囑託医師等の確保に関する相談窓口の助産所への周知を要請している。今後とも、助産所での分娩の安全が確保されるよう、助産所による囑託医師等の確保に関する支援等の要請に努めていきたい。

三、五及び六について

厚生労働省としては、助産所の開設のための環境整備を含む地域での周産期医療の確保については、第一義的には、周産期医療の確保に必要な事業に係る医療連携体制に関する事項を定めるものとされている医療計画(医療法第三十条の四第一項に規定する医療計画をいう。)を定める都道府県において、地域の実情に応じて、実施されるべきものと考えており、都道府県に対して、助産師数、助産所数等の指標により現状を把握し、地域の実情に応じた目標を設定するよう、助言している。同省としては、地域住民が安心して出産できる周産期医療を確保し、産科医の負担軽減を図る観点からも、助産所と医療機関との連携の充実が必要と考えており、今後とも、都道府県に対して、必要な助言をしていきたい。

四について

厚生労働省としては、分娩時等の異常に適切に対応するためには、助産所と囑託医師との間

の日頃からの信頼関係が必要であり、そのような信頼関係の有無に関わらず、御指摘のように「医師に対して助産所の開設者からの囑託への応諾義務を課す」ことは適切ではないと考えている。

〔参照〕

四月十三日議長において、左のとおり議席を変更した。

五

一〇五 亀井亜紀子君
一一〇 糸数 慶子君
一一一 長谷川大紋君

明治三十五年三月三十日
第三種郵便物認可

発行所	
〒一〇五―八四四五 東京都港区虎ノ門二丁目 二番四号 独立行政法人国立印刷局	
電 話	
03 (3587) 4294	
定 価	
（本体）	本号一部 一一五円 一一〇円